

令和7年度山形県地域防災計画（津波対策編）新旧対照表

現 行 計 画（R6.3月修正）	修 正 案	修正理由等
<p><P1 第1編第1章 総則></p> <p>1 一略一</p> <p>2 計画の性格</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。併せて、いつでも起こりうる災害に備え住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために、県民運動の展開を図り、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。</p> <p>3 防災の基本理念（山形県地域防災計画各編共通事項）</p> <p>山形県では、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的として、平成29年3月、山形県防災基本条例（平成29年県条例第18号）を制定した。県民、事業者、学校等、自主防災組織等、県及び市町村は、本条例に掲げる基本理念にのっとり、防災の取組みを行うものとする。</p> <p>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町村は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>＜基本理念＞ 一略一</p> <p>＜施策の概要＞</p> <p>ア～イ 一略一</p> <p>ウ 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</p> <p>エ 一略一</p> <p>オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>＜基本理念＞ 一略一</p> <p>＜施策の概要＞</p> <p>ア～キ 一略一</p>	<p>1 一略一</p> <p>2 計画の性格</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。<u>併せてあわせて</u>、いつでも起こりうる災害に備え住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために、県民運動の展開を図り、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。</p> <p>3 防災の基本理念（山形県地域防災計画各編共通事項）</p> <p>山形県では、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的として、平成29年3月、山形県防災基本条例（平成29年県条例第18号）を制定した。県民、事業者、学校等、自主防災組織等、県及び市町村は、本条例に掲げる基本理念にのっとり、防災の取組みを行うものとする。</p> <p>防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の<u>通りとおり</u>である。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、県及び市町村は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>＜基本理念＞ 一略一</p> <p>＜施策の概要＞</p> <p>ア～イ 一略一</p> <p>ウ 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。<u>併せてあわせて</u>、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u>、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。<u>さらに、復興事前準備を講ずることとする。</u></p> <p>エ 一略一</p> <p>オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、<u>国と連携して</u>、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、<u>避難所環境の整備</u>を図るとともに、<u>必要とされる食料・飲料水等避難生活に必要な物資</u>を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>＜基本理念＞ 一略一</p> <p>＜施策の概要＞</p> <p>ア～キ 一略一</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>ケ～シ ー略ー</p> <p>ス 平常時から都道府県や市町村間、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>セ ー略ー</p> <p>ソ 県及び市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興</p> <p><基本理念> ー略ー</p> <p><施策の概要></p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。</p> <p>4 ー略ー</p> <p>5 地域防災計画において重点を置くべき事項</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 事業者や住民等との連携に関する事項</p> <p>関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。</p> <p>ー略ー</p> <p>6 用語の意義</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 防災関係機関 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。</p>	<p>ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態や多様なニーズの把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>ケ～シ ー略ー</p> <p>ス <u>平常時県及び市町村は、社会環境の変化に応じた広域化の研究・検討等、消防の対応力強化に向けた取組みを進めるとともに、平時から都道府県や市町村間、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p><u>また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>セ ー略ー</p> <p>ソ 県及び市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、<u>平常時平時</u>及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努めるものとする。<u>さらに、災害対策本部に占める女性職員や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。</u></p> <p>(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興</p> <p><基本理念> ー略ー</p> <p><施策の概要></p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。</p> <p>4 ー略ー</p> <p>5 地域防災計画において重点を置くべき事項</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 事業者や住民等との連携に関する事項</p> <p>関係機関が一体となった防災対策を推進するため、<u>地域防災計画において公共的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図るとともに、市町村地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化</u>を図ること。</p> <p>ー略ー</p> <p>6 用語の意義</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 防災関係機関 <u>指定行政機関</u>、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆第5次男女共同参画基本計画を踏まえた修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表記の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等																																																																											
<p><P10 第1編第2章第3節 既往津波とその被害></p> <p>1 主な津波記録と被害状況</p> <p>(1) 主な既往津波</p> <table border="1" data-bbox="130 359 1270 995"> <thead> <tr> <th></th> <th>発生年月日</th> <th>発生原因</th> <th>地震のマグニチュード</th> <th>山形県沿岸での津波の高さ T.P. (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1804年7月10日 (文化1)</td> <td>象潟地震</td> <td>7.0</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1833年10月26日15時 (天保4)</td> <td>庄内沖地震</td> <td>7.5</td> <td>7~8</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1964年6月16日13時 (昭和39)</td> <td>新潟地震</td> <td>7.5</td> <td>1.4~4.7</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1983年5月26日11時 (昭和58)</td> <td>日本海中部地震</td> <td>7.7</td> <td>0.7~2.8</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1993年7月12日22時 (平成5)</td> <td>北海道南西沖地震</td> <td>7.8</td> <td>1.0~1.2</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2019年6月18日22時 (令和元)</td> <td>山形県沖を震源とする地震</td> <td>6.7</td> <td>0.11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※山形県津波災害対策基礎調査報告書(平成8年2月)より抜粋</p> <p>山形県沖を震源とする地震については、気象庁資料(「津波の高さ」は、津波がない場合の潮位から津波によって海面が上昇した高さの差)</p>		発生年月日	発生原因	地震のマグニチュード	山形県沿岸での津波の高さ T.P. (m)	1	1804年7月10日 (文化1)	象潟地震	7.0	不明	2	1833年10月26日15時 (天保4)	庄内沖地震	7.5	7~8	3	1964年6月16日13時 (昭和39)	新潟地震	7.5	1.4~4.7	4	1983年5月26日11時 (昭和58)	日本海中部地震	7.7	0.7~2.8	5	1993年7月12日22時 (平成5)	北海道南西沖地震	7.8	1.0~1.2	6	2019年6月18日22時 (令和元)	山形県沖を震源とする地震	6.7	0.11	<p>1 主な津波記録と被害状況</p> <p>(1) 主な既往津波</p> <table border="1" data-bbox="1329 359 2469 1087"> <thead> <tr> <th></th> <th>発生年月日</th> <th>発生原因</th> <th>地震のマグニチュード</th> <th>山形県沿岸での津波の高さ T.P. (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1804年7月10日 (文化1)</td> <td>象潟地震</td> <td>7.0</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1833年10月26日15時 (天保4)</td> <td>庄内沖地震</td> <td>7.5</td> <td>7~8</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1964年6月16日13時 (昭和39)</td> <td>新潟地震</td> <td>7.5</td> <td>1.4~4.7</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1983年5月26日11時 (昭和58)</td> <td>日本海中部地震</td> <td>7.7</td> <td>0.7~2.8</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1993年7月12日22時 (平成5)</td> <td>北海道南西沖地震</td> <td>7.8</td> <td>1.0~1.2</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2019年6月18日22時 (令和元)</td> <td>山形県沖を震源とする地震</td> <td>6.7</td> <td>0.11 <u>(鼠ヶ関)</u></td> </tr> <tr> <td><u>7</u></td> <td><u>2024年1月1日16時</u> <u>(令和6)</u></td> <td><u>能登半島地震</u></td> <td><u>7.6</u></td> <td><u>0.8(酒田:巨大津波計による観測)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※山形県津波災害対策基礎調査報告書(平成8年2月)より抜粋</p> <p>山形県沖を震源とする地震、<u>能登半島地震</u>については、気象庁資料(「津波の高さ」は、津波がない場合の潮位から津波によって海面が上昇した高さの差)</p>		発生年月日	発生原因	地震のマグニチュード	山形県沿岸での津波の高さ T.P. (m)	1	1804年7月10日 (文化1)	象潟地震	7.0	不明	2	1833年10月26日15時 (天保4)	庄内沖地震	7.5	7~8	3	1964年6月16日13時 (昭和39)	新潟地震	7.5	1.4~4.7	4	1983年5月26日11時 (昭和58)	日本海中部地震	7.7	0.7~2.8	5	1993年7月12日22時 (平成5)	北海道南西沖地震	7.8	1.0~1.2	6	2019年6月18日22時 (令和元)	山形県沖を震源とする地震	6.7	0.11 <u>(鼠ヶ関)</u>	<u>7</u>	<u>2024年1月1日16時</u> <u>(令和6)</u>	<u>能登半島地震</u>	<u>7.6</u>	<u>0.8(酒田:巨大津波計による観測)</u>	<p>◆山形県沖の地震について観測点名を追加。能登半島地震の追加。</p>
	発生年月日	発生原因	地震のマグニチュード	山形県沿岸での津波の高さ T.P. (m)																																																																									
1	1804年7月10日 (文化1)	象潟地震	7.0	不明																																																																									
2	1833年10月26日15時 (天保4)	庄内沖地震	7.5	7~8																																																																									
3	1964年6月16日13時 (昭和39)	新潟地震	7.5	1.4~4.7																																																																									
4	1983年5月26日11時 (昭和58)	日本海中部地震	7.7	0.7~2.8																																																																									
5	1993年7月12日22時 (平成5)	北海道南西沖地震	7.8	1.0~1.2																																																																									
6	2019年6月18日22時 (令和元)	山形県沖を震源とする地震	6.7	0.11																																																																									
	発生年月日	発生原因	地震のマグニチュード	山形県沿岸での津波の高さ T.P. (m)																																																																									
1	1804年7月10日 (文化1)	象潟地震	7.0	不明																																																																									
2	1833年10月26日15時 (天保4)	庄内沖地震	7.5	7~8																																																																									
3	1964年6月16日13時 (昭和39)	新潟地震	7.5	1.4~4.7																																																																									
4	1983年5月26日11時 (昭和58)	日本海中部地震	7.7	0.7~2.8																																																																									
5	1993年7月12日22時 (平成5)	北海道南西沖地震	7.8	1.0~1.2																																																																									
6	2019年6月18日22時 (令和元)	山形県沖を震源とする地震	6.7	0.11 <u>(鼠ヶ関)</u>																																																																									
<u>7</u>	<u>2024年1月1日16時</u> <u>(令和6)</u>	<u>能登半島地震</u>	<u>7.6</u>	<u>0.8(酒田:巨大津波計による観測)</u>																																																																									
<p><P17 第1編第3章 予想される被害等の状況></p> <p>1~4 -略-</p> <p>5 国の長期評価</p> <table border="1" data-bbox="142 1400 1270 1719"> <thead> <tr> <th>評価領域 評価項目</th> <th>佐渡島北方沖 (空白域)</th> <th>秋田県沖 (空白域)</th> <th>山形県沖 (庄内沖地震発生域)</th> <th>新潟県北部沖 (新潟地震発生域)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-略-</td> <td>-略-</td> <td>-略-</td> <td>-略-</td> <td>-略-</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率 (算定基準日 R5.1.1現在)</td> <td>3~6% IIランク</td> <td>3%程度以下 IIランク</td> <td>ほぼ0% Iランク</td> <td>ほぼ0% Iランク</td> </tr> </tbody> </table>	評価領域 評価項目	佐渡島北方沖 (空白域)	秋田県沖 (空白域)	山形県沖 (庄内沖地震発生域)	新潟県北部沖 (新潟地震発生域)	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	今後30年以内の発生確率 (算定基準日 R5.1.1現在)	3~6% IIランク	3%程度以下 IIランク	ほぼ0% Iランク	ほぼ0% Iランク	<p>1~4 -略-</p> <p>5 国の長期評価</p> <table border="1" data-bbox="1338 1400 2469 1766"> <thead> <tr> <th>評価領域 評価項目</th> <th>佐渡島北方沖 (空白域)</th> <th>秋田県沖 (空白域)</th> <th>山形県沖 (庄内沖地震発生域)</th> <th>新潟県北部沖 (新潟地震発生域)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-略-</td> <td>-略-</td> <td>-略-</td> <td>-略-</td> <td>-略-</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率 (算定基準日 <u>R5.1.1</u> <u>R8.1.1</u>現在)</td> <td>3~6% IIランク</td> <td>3%程度以下 IIランク</td> <td>ほぼ0% Iランク</td> <td>ほぼ0% Iランク</td> </tr> </tbody> </table>	評価領域 評価項目	佐渡島北方沖 (空白域)	秋田県沖 (空白域)	山形県沖 (庄内沖地震発生域)	新潟県北部沖 (新潟地震発生域)	-略-	-略-	-略-	-略-	-略-	今後30年以内の発生確率 (算定基準日 <u>R5.1.1</u> <u>R8.1.1</u> 現在)	3~6% IIランク	3%程度以下 IIランク	ほぼ0% Iランク	ほぼ0% Iランク	<p>◆地震調査委員会の基準日の更新</p>																																													
評価領域 評価項目	佐渡島北方沖 (空白域)	秋田県沖 (空白域)	山形県沖 (庄内沖地震発生域)	新潟県北部沖 (新潟地震発生域)																																																																									
-略-	-略-	-略-	-略-	-略-																																																																									
今後30年以内の発生確率 (算定基準日 R5.1.1現在)	3~6% IIランク	3%程度以下 IIランク	ほぼ0% Iランク	ほぼ0% Iランク																																																																									
評価領域 評価項目	佐渡島北方沖 (空白域)	秋田県沖 (空白域)	山形県沖 (庄内沖地震発生域)	新潟県北部沖 (新潟地震発生域)																																																																									
-略-	-略-	-略-	-略-	-略-																																																																									
今後30年以内の発生確率 (算定基準日 <u>R5.1.1</u> <u>R8.1.1</u> 現在)	3~6% IIランク	3%程度以下 IIランク	ほぼ0% Iランク	ほぼ0% Iランク																																																																									

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等																				
<p><P18 第1編第4章 山形県の津波防災計画の基本的な考え方></p> <p>1 ー略ー</p> <p>2 津波防災対策の基本方針</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 目標</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 「地域の防災力の強化」・・・地域や住民の災害対応力を高める。</p> <p>大規模な津波が発生した場合、同時多発する被害に対応するため、住民や地域社会の災害対策活動が不可欠である。個々の住民が平常時から災害に対して備えを強化し、津波が発生した場合には自分で自分の身を守り、さらにはお互いに助け合うことが重要であり、行政はこれらの活動が円滑に行われるよう情報提供や防災知識の普及啓発、ボランティア活動の環境整備などを行っていくことが必要である。</p>	<p>1 ー略ー</p> <p>2 津波防災対策の基本方針</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 目標</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 「地域の防災力の強化」・・・地域や住民の災害対応力を高める。</p> <p>大規模な津波が発生した場合、同時多発する被害に対応するため、住民や地域社会の災害対策活動が不可欠である。個々の住民が<u>平常時平時</u>から災害に対して備えを強化し、津波が発生した場合には自分で自分の身を守り、さらにはお互いに助け合うことが重要であり、行政はこれらの活動が円滑に行われるよう情報提供や防災知識の普及啓発、ボランティア活動の環境整備などを行っていくことが必要である。</p>	<p>◆表現の適正化</p>																				
<p><P22 第2編第1章 第1章 地震・津波に関する調査研究計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 国の推進体制</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 地震調査委員会による海溝型地震の発生可能性の長期評価</p> <p>ー略ー</p> <table border="1" data-bbox="106 1083 1258 1226"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>最大想定 マグニチ ュード</th> <th>位置</th> <th>長さ</th> <th>30年以内 発生確率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ー略ー</td> <td>ー略ー</td> <td>ー略ー</td> <td>ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> </tbody> </table> <p>※発生確率の基準日は R5.1.1 現在 (R5.1.13 公表)</p>	名 称	最大想定 マグニチ ュード	位置	長さ	30年以内 発生確率	ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 国の推進体制</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 地震調査委員会による海溝型地震の発生可能性の長期評価</p> <p>ー略ー</p> <table border="1" data-bbox="1308 1083 2460 1226"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>最大想定 マグニチ ュード</th> <th>位置</th> <th>長さ</th> <th>30年以内 発生確率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ー略ー</td> <td>ー略ー</td> <td>ー略ー</td> <td>ー略ー</td> <td>ー略ー</td> </tr> </tbody> </table> <p>※発生確率の基準日は R5.1.1R8.1.1 現在 (R5.1.13 R8.1.14 公表)</p>	名 称	最大想定 マグニチ ュード	位置	長さ	30年以内 発生確率	ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー	<p>◆地震調査委員会の基準日の更新</p>
名 称	最大想定 マグニチ ュード	位置	長さ	30年以内 発生確率																		
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー																		
名 称	最大想定 マグニチ ュード	位置	長さ	30年以内 発生確率																		
ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー	ー略ー																		
<p><P24 第2編第2章 地震・津波観測体制の整備計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 県内における関係機関の地震・津波観測体制</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 国土交通省国土地理院</p> <p>国土交通省国土地理院は、酒田市飛鳥及び鶴岡市鼠ヶ関に験潮場を設置し潮位等の海面変動を観測している。</p> <p>(5) 県</p> <p>ー略ー</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 県内における関係機関の地震・津波観測体制</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 国土交通省国土地理院</p> <p>国土交通省国土地理院は、<u>酒田市飛鳥及び鶴岡市鼠ヶ関に験潮場を設置し潮位等の海面変動を観測している国土の地殻変動を監視することを目的に県内21箇所に電子基準点を配置し連続観測している。</u></p> <p>(5) 県</p> <p>ー略ー</p>	<p>◆飛鳥、鼠ヶ関の験潮場が観測を終了したため</p>																				

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P27 第2編第3章 防災知識の普及計画></p> <p>1～5 一略一</p> <p>6 一般住民に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 啓発内容</p> <p>県及び沿岸市町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、一般住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震・津波災害に備えた普段の心得や地震・津波発生時の心得として、次の事項等について普及・啓発を図るものとする。</p> <p>ア～ウ 一略一</p> <p>エ 家庭での予防・安全対策</p> <p>(ア)～(カ) 一略一</p> <p>(キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）</p> <p>オ 地震・津波発生後の行動等</p> <p>(ア)～(セ) 一略一</p> <p>(シ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p>(3)～(5) 一略一</p> <p>(6) 災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>7 事業所等に対する防災知識の普及</p> <p>大規模な地震・津波が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、県及び沿岸市町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。</p> <p>(1) 啓発内容</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>オ 地震・津波発生後の行動等</p> <p>(ア)～(シ) 一略一</p> <p>(ス) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p>	<p>1～5 一略一</p> <p>6 一般住民に対する防災知識の普及</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 啓発内容</p> <p>県及び沿岸市町は、<u>「地域における防災学習アクションガイド」を踏まえ</u>、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、一般住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、地震・津波災害に備えた普段の心得や地震・津波発生時の心得として、次の事項等について普及・啓発を図るものとする。</p> <p>ア～ウ 一略一</p> <p>エ 家庭での予防・安全対策</p> <p>(ア)～(カ) 一略一</p> <p>(キ) ペットとの同行避難や避難所等での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）</p> <p>オ 地震・津波発生後の行動等</p> <p>(ア)～(セ) 一略一</p> <p>(シ) <u>指定</u>避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p> <p>(3)～(5) 一略一</p> <p>(6) 災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p><u>住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u></p> <p>7 事業所等に対する防災知識の普及</p> <p>大規模な地震・津波が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、県及び沿岸市町は、<u>「地域における防災学習アクションガイド」を踏まえ</u>、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。</p> <p>(1) 啓発内容</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>オ 地震・津波発生後の行動等</p> <p>(ア)～(シ) 一略一</p> <p>(ス) <u>指定</u>避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</p>	<p>◆令和6年7月25日からの大雨による災害を踏まえた修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆令和6年7月25日からの大雨による災害を踏まえた修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>8 学校教育における防災教育</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>県及び市町村は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震・津波発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史等災害教訓・伝承について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。また、県は、私立学校に対してもこれに準じて教育を行うよう指導する。</p> <p>9 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育</p> <p>(1) 監督機関の責務</p> <p>防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生が予想される時及び災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>(3) 病院、福祉施設等における防災教育</p> <p>病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。</p> <p>9 ー略ー</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>8 学校教育における防災教育</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>県及び市町村は、<u>「地域における防災学習アクションガイド」を踏まえ</u>、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震・津波発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史等災害教訓・伝承について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。また、県は、私立学校に対してもこれに準じて教育を行うよう指導する。</p> <p>9 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育</p> <p>(1) 監督機関の責務</p> <p>防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生が予想される時及び災害発生時における行動力、指導力を養う。また、<u>「地域における防災学習アクションガイド」を踏まえ</u>、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導す</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>(3) 病院、福祉施設等における防災教育</p> <p>病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、<u>平常時平時</u>から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。</p> <p>9 ー略ー</p> <p><u>10 県民防災デー（防災点検の日）による防災意識の向上</u></p> <p><u>県は、毎年3月11日を「県民防災デー（防災点検の日）」に設定し、市町村、学校、関係機関等と連携して、防災意識の向上に資する啓発活動を展開する。</u></p>	<p>◆令和6年7月25日からの大雨による災害を踏まえた修正</p> <p>◆令和6年7月25日からの大雨による災害を踏まえた修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆県民防災デーの設定</p>
<p><P35 第2編第4章 地域防災力強化計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 自主防災組織の育成</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。</p> <p>ア 平常時の活動</p> <p>4 企業（事業所）等における防災の促進</p> <p>(1) 事業所等における自衛消防組織の育成</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 自衛消防組織の活動内容</p> <p>自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。</p> <p>(ア) 平常時の活動</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 自主防災組織の育成</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 自主防災組織の活動内容</p> <p>自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。</p> <p>ア <u>平常時平時</u>の活動</p> <p>4 企業（事業所）等における防災の促進</p> <p>(1) 事業所等における自衛消防組織の育成</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 自衛消防組織の活動内容</p> <p>自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。</p> <p>(ア) <u>平常時平時</u>の活動</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P40 第2編第5章 活動体制整備計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 活動体制の整備 (1)～(5) ー略ー</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 防災関係機関相互の連携体制の整備 (1)～(2) ー略ー (3) 県等と自衛隊との連携体制 ア 県等と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに、災害発生時における協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化に努める。 イ ー略ー ウ 都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。 (4) 広域的な津波防災対策の推進 県、庄内総合支庁、沿岸市町及び酒田海上保安部等防災関係機関は、庄内地域地震・津波等災害対策連絡協議会（津波対策部会）等により連携・協力し、津波防災訓練の定期的な実施や津波避難計画等の策定など、広域的な津波防災対策を推進する。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 活動体制の整備 (1)～(5) ー略ー</p> <p><u>(6) 消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。</u></p> <p>4 防災関係機関相互の連携体制の整備 (1)～(2) ー略ー (3) 県等と自衛隊との連携体制 ア 県等と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに、災害発生時における協力関係について定めておくなど、<u>平常時平時</u>から連携体制の強化に努める。 イ ー略ー ウ 都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、<u>平常時より平時から</u>その想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。 (4) 広域的な津波防災対策の推進 県、庄内総合支庁、沿岸市町及び<u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u>等防災関係機関は、庄内地域地震・津波等災害対策連絡協議会（津波対策部会）等により連携・協力し、津波防災訓練の定期的な実施や津波避難計画等の策定など、広域的な津波防災対策を推進する。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p>
<p><P43 第2編第6章 災害ボランティア受入体制整備計画></p> <p>1～4 ー略ー</p> <p>5 活動環境の整備 県及び沿岸市町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 なお、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害中間支援機能の強化に努める。市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画や、災害ボランティアセンターを運営する者との協定等に規定することにより、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p>	<p>1～4 ー略ー</p> <p>5 <u>活動の環境の整備・連携体制の強化</u> <u>県及び沿岸市町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他ボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとし、さらに、避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u> 県及び沿岸市町は、<u>平常時平時</u>から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u> また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 なお、<u>県及び沿岸市町</u>は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害中間支援機</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
	<p>能の強化に努める。市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画や、災害ボランティアセンターを運営する者との協定等に規定することにより、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図る。</p>	
<p><P45 第2編第7章 防災訓練計画> 1～2 ー略ー 3 総合的な津波防災訓練の実施 (1)～(10) ー略ー (11) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。 4～7 ー略ー 8 船舶等の津波防災訓練 酒田海上保安部、県及び沿岸市町等関係機関は、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ的確に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せて船舶等の避難訓練を実施し、津波襲来時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓発に努める。 ー略ー</p>	<p>1～2 ー略ー 3 総合的な津波防災訓練の実施 (1)～(10) ー略ー (11) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。 4～7 ー略ー 8 船舶等の津波防災訓練 酒田海上保安部、県及び沿岸市町等及び防災関係機関は、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ的確に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せて船舶等の避難訓練を実施し、津波襲来時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓発に努める。 ー略ー</p>	<p>◆防災基本計画の修正 ◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P47 第2編第8章 避難所整備計画></p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 避難場所及び避難所の指定</p> <p>沿岸市町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、地震・津波による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下この章において「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、沿岸市町地域防災計画に定めておくとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 指定避難所等の指定</p> <p>ア 県が平成 28 年 3 月に公表した津波浸水想定図等を基に、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。</p> <p>イ～カ 一略一</p> <p>キ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、海水浴場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して避難所等を整備すること。</p> <p>《参考》</p> <p>阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で 1～2 m²/人程度、避難所で 3 m²/人程度が目安とされている。</p> <p>(3) 一略一</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1～2 一略一</p> <p>3 避難場所及び避難所の指定</p> <p>沿岸市町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、地震・津波による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下この章において「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、沿岸市町地域防災計画に定めておくとともに、<u>平常時平時</u>から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 指定避難所等の指定</p> <p>ア 県が平成 28 年 3 月に公表した津波浸水想定図等を基に、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める<u>ものとする</u>。</p> <p>イ～カ 一略一</p> <p>キ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、海水浴場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して避難所等を整備すること。</p> <p>《参考》</p> <p><u>阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で 1～2 m²/人程度、避難所で 3 m²/人程度が目安とされている。</u></p> <p><u>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和 6 年 12 月改定 内閣府（防災担当））では、避難所で 3.5 m²/人程度が目安とされている。</u></p> <p>(3) 一略一</p> <p><u>(4) 県及び沿岸市町は、保健・福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u></p> <p><u>(5) 県及び沿岸市町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u></p> <p><u>(6) 県及び沿岸市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆内閣府の取組指針を踏まえた修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>4 避難場所及び避難所の事前周知</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</p> <p>5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備</p> <p>沿岸市町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設、設備及び資機材の整備に努める。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、ガス設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備</p> <p>(4)～(10) ー略ー</p> <p>(11) 避難所における良好な生活環境の確保</p> <p>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>6～8 ー略ー</p> <p>9 県による避難所等の整備</p> <p>県は、大規模災害時における県外からの避難者の受入れや、帰宅困難者の対比場所など、広域的な調整を図る視点から、必要な避難所等の整備に努める。</p>	<p><u>あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</u></p> <p>4 避難場所及び避難所の事前周知</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 保健所等は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における</u>自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局（県の保健所等）にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。</u></p> <p>5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備</p> <p>沿岸市町は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、</u>次のとおり良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設、設備及び資機材の整備に努める。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、ガス設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材（<u>貯水槽、給水タンク、井戸等を含む</u>）、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の配備</p> <p>(4)～(10) ー略ー</p> <p>(11) 避難所における良好な生活環境の確保</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、<u>平常時平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。<u>とともに、活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p> <p>6～8 ー略ー</p> <p>9 県による避難所等の整備</p> <p>県は、大規模災害時における県外からの避難者の受入れや、帰宅困難者の<u>対比退避</u>場所など、広域的な調整を図る視点から、必要な避難所等の整備に努める。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆平時の準備に係る強化</p> <p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P54 第2編第9章 避難誘導計画></p> <p>1～3 一略一</p> <p>4 避難指示等の発令・伝達</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 全庁をあげた体制の構築</p> <p>沿岸市町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>5 津波避難計画の策定</p> <p>沿岸市町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるよう、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波警報等の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。</p> <p>沿岸市町、要配慮者施設等の管理者及び酒田海上保安部は、次の点に留意して津波避難計画を策定し、住民等に対し周知徹底する。</p> <p>なお、沿岸市町は、津波避難誘導體制を整備するとともに、自主防災組織や警察の協力を得て、避難者の掌握や必要な応急救護活動を実施するための体制整備を図る。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難誘導</p> <p>ア 沿岸市町は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>イ 沿岸市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(3)～(4) 一略一</p> <p>(5) 船舶等の避難対策</p> <p>ア 酒田海上保安部は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等により津波の危険性、津波襲来時の船舶の避難時期・方法等について指導啓発を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導や交通整理に関する対策を講じる。</p> <p>イ 一略一</p> <p>6 一略一</p> <p>7 防災上特に注意を要する施設の避難計画</p> <p>(1) 多数の要配慮者が利用する施設</p> <p>学校、幼稚園、保育所、認定子ども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。</p> <p>8 一略一</p> <p>9 帰宅困難者対策</p>	<p>1～3 一略一</p> <p>4 避難指示等の発令・伝達</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 全庁をあげた<u>挙げた</u>体制の構築</p> <p>沿岸市町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、<u>平常時平時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を<u>あげた挙げた</u>体制の構築に努める。</p> <p>5 津波避難計画の策定</p> <p>沿岸市町は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるよう、住民、自主防災組織、消防機関、警察、<u>海上保安庁</u>、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波警報等の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。</p> <p>沿岸市町、要配慮者施設等の管理者<u>及び酒田海上保安部</u>は、次の点に留意して津波避難計画を策定し、住民等に対し周知徹底する。</p> <p>なお、沿岸市町は、津波避難誘導體制を整備するとともに、自主防災組織や警察の協力を得て、避難者の掌握や必要な応急救護活動を実施するための体制整備を図る</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難誘導</p> <p>ア 沿岸市町は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時より平時から</u>避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>イ 沿岸市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら<u>平常時より平時から</u>避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(3)～(4) 一略一</p> <p>(5) 船舶等の避難対策</p> <p>ア <u>第二管区海上保安本部</u> (酒田海上保安部) は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等により津波の危険性、津波襲来時の船舶の避難時期・方法等について指導啓発を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導や交通整理に関する対策を講じる。</p> <p>イ 一略一</p> <p>6 一略一</p> <p>7 防災上特に注意を要する施設の避難計画</p> <p>(1) 多数の要配慮者が利用する施設</p> <p>学校、幼稚園、保育所、<u>認定子ども園認定こども園</u>、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。</p> <p>8 一略一</p> <p>9 帰宅困難者対策</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することが予想されることから、県及び沿岸市町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に関する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。</p>	<p>大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することが予想されることから、県及び沿岸市町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に関する基本原則や安否確認手段について<u>平常時平時</u>から積極的に広報する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。</p>	<p>◆表現の適正化</p>
<p><P58 第2編第10章 災害情報等の収集・伝達体制整備計画> 1～2 ー略ー 3 災害情報の伝達体制の整備 (1)～(2) ー略ー (3) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努める。 <u>(新設)</u> 4 災害情報の収集体制の整備 (1) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。</p>	<p>1～2 ー略ー 3 災害情報の伝達体制の整備 (1)～(2) ー略ー (3) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、<u>共通のシステム（新総合防災情報システム（SOBO-WEB）</u>）に集約できるよう努める。 <u>(4) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。</u> 4 災害情報の収集体制の整備 (1) 県、沿岸市町及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、<u>巡視船船舶</u>、車両、<u>SAR衛星を含む</u>人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。</p>	<p>◆防災基本計画の修正 ◆防災基本計画の修正 ◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等												
<p><P61 第2編第11章 救助・救急体制整備計画></p> <p>1 一略一</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="142 401 1270 604"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 一略一</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>5 酒田海上保安部の対策</td> <td>① 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 ② 海上における捜索救助体制の確立 ③ 海上における救急搬送の支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 自主防災組織の対策</p> <p>(1) 情報の収集・伝達体制の確立</p> <p>地域における要救助者の発生状況等を、速やかに沿岸市町又は消防機関、警察機関若しくは酒田海上保安部に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。</p> <p>4 沿岸市町及び消防機関の対策</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 消防機関の救急・救助体制の整備</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 消防団</p> <p>沿岸市町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、大学生団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。</p> <p>また、消防団の救急・救助活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救急・救助用資機材の整備に努める。</p> <p>(4) 連携体制の構築</p> <p>ア 防災関係機関の連携</p> <p>救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、沿岸市町及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関、酒田海上保安部及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の役割分担を常に確認しておく。</p> <p>5～6 一略一</p> <p>7 酒田海上保安部の対策</p>	項 目	概 要	1～4 一略一	一略一	5 酒田海上保安部の対策	① 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 ② 海上における捜索救助体制の確立 ③ 海上における救急搬送の支援	<p>1 一略一</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="1344 401 2472 604"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～4 一略一</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>5 <u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u>の対策</td> <td>① 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 ② 海上における捜索救助体制の確立 ③ 海上における救急搬送の支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 自主防災組織の対策</p> <p>(1) 情報の収集・伝達体制の確立</p> <p>地域における要救助者の発生状況等を、速やかに沿岸市町又は消防機関、警察機関若しくは<u>酒田海上保安部海上保安庁</u>に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。</p> <p>4 沿岸市町及び消防機関の対策</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 消防機関の救急・救助体制の整備</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 消防団</p> <p>沿岸市町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、大学生団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより、<u>地域住民と消防団員の交流等を通じて、消防団がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとし</u>、消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。</p> <p>また、消防団の救急・救助活動に係る<u>実践的な</u>教育訓練を積極的に行うとともに、<u>消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救急・救助用資機材の消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・ハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材・拠点施設の充実・整備</u>に努める。</p> <p>(4) 連携体制の構築</p> <p>ア 防災関係機関の連携</p> <p>救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、沿岸市町及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関、<u>酒田海上保安部等の災害対応機関</u>及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。</p> <p>5～6 一略一</p> <p>7 <u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u>の対策</p>	項 目	概 要	1～4 一略一	一略一	5 <u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u> の対策	① 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 ② 海上における捜索救助体制の確立 ③ 海上における救急搬送の支援	<p>◆表記の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p>
項 目	概 要													
1～4 一略一	一略一													
5 酒田海上保安部の対策	① 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 ② 海上における捜索救助体制の確立 ③ 海上における救急搬送の支援													
項 目	概 要													
1～4 一略一	一略一													
5 <u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u> の対策	① 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 ② 海上における捜索救助体制の確立 ③ 海上における救急搬送の支援													

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>(1) 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 海上における災害状況の早期把握と、防災関係機関への迅速な伝達手段等を整備しておく。</p> <p>(2) 海上における捜索救助体制の確立 海難に遭遇した船舶等に対して迅速かつ的確な捜索救助活動を実施できる体制を確立しておく。</p> <p>(3) 海上における救急搬送の支援 県等から要請があった際の傷病者、医師等の緊急輸送及び飲料水、食料等の救援物資の輸送支援体制を確立しておく。</p>	<p>(1) 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 海上における災害状況の早期把握と、防災関係機関への迅速な伝達手段等を整備しておく。</p> <p>(2) <u>海上における捜索救助体制等</u>の確立 <u>海難に遭遇した船舶等に対して迅速かつ的確な捜索救助活動及び要請があった際の傷病者、医師等の人員及び食料等の救援物資の輸送支援</u>を実施できる体制を確立しておく。</p> <p>(3) 海上における救急搬送の支援 県等から要請があった際の傷病者、医師等の緊急輸送及び飲料水、食料等の救援物資の輸送支援体制を確立しておく。</p>	<p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)		修 正 案		修正理由等																							
<P64 第2編第12章 医療救護体制整備計画> 1 一略一 2 計画の体系		1 一略一 2 計画の体系																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医療関係施設の役割</td> <td> ① 医療救護所 ② 一般の医療機関 ③ 救急告示病院 ④ 災害拠点病院等 ⑤ 災害拠点精神科病院 ⑥ DMAT (災害派遣医療チーム) 指定病院 ⑦ DPAT (災害派遣精神医療チーム) 指定病院 <u>(新設)</u> </td> </tr> <tr> <td>2 医療関係施設の整備等</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>3 医療救護活動体制の整備</td> <td> ① 医療救護班及びDMAT並びにDPAT派遣体制の整備 ② DMAT及びDPAT並びにDHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の養成 ③ 災害医療コーディネーターの設置 ④ 防災マニュアルの整備 ⑤ 災害時医療救護マニュアルの整備 ⑥ ドクターヘリの災害時運用要領等の整備 ⑦ 災害時医療救護訓練の実施 </td> </tr> <tr> <td>4 医療資器材供給等体制の整備</td> <td> ① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備 </td> </tr> <tr> <td>5 連絡・連携体制の整備</td> <td>一略一</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	概 要	1 医療関係施設の役割	① 医療救護所 ② 一般の医療機関 ③ 救急告示病院 ④ 災害拠点病院等 ⑤ 災害拠点精神科病院 ⑥ DMAT (災害派遣医療チーム) 指定病院 ⑦ DPAT (災害派遣精神医療チーム) 指定病院 <u>(新設)</u>	2 医療関係施設の整備等	一略一	3 医療救護活動体制の整備	① 医療救護班及びDMAT並びにDPAT派遣体制の整備 ② DMAT及びDPAT並びにDHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の養成 ③ 災害医療コーディネーターの設置 ④ 防災マニュアルの整備 ⑤ 災害時医療救護マニュアルの整備 ⑥ ドクターヘリの災害時運用要領等の整備 ⑦ 災害時医療救護訓練の実施	4 医療資器材供給等体制の整備	① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備	5 連絡・連携体制の整備	一略一	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医療関係施設の役割</td> <td> ① 医療救護所 ② 一般の医療機関 ③ 救急告示病院 ④ 災害拠点病院等 ⑤ 災害拠点精神科病院 ⑥ DMAT (災害派遣医療チーム) 指定病院 ⑦ DPAT (災害派遣精神医療チーム) 指定病院 ⑧ <u>災害支援ナース派遣協定締結施設</u> </td> </tr> <tr> <td>2 医療関係施設の整備等</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>3 医療救護活動体制の整備</td> <td> ① 医療救護班及びDMAT並びにDPAT派遣体制の整備 <u>医療救護班、DMAT及びDPAT並びに災害支援ナース派遣体制の整備</u> ② DMAT及びDPAT並びにDHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の養成 <u>DMAT、DPAT及び災害支援ナース並びにDHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の養成</u> ③ 災害医療コーディネーター<u>及び災害薬事コーディネーター</u>の設置 ④ 防災マニュアルの整備 ⑤ 災害時医療救護マニュアルの整備 ⑥ ドクターヘリの災害時運用要領等の整備 ⑦ 災害時医療救護訓練の実施 </td> </tr> <tr> <td>4 医療資器材供給等体制の整備</td> <td> ① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備 </td> </tr> <tr> <td>5 連絡・連携体制の整備</td> <td>一略一</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	概 要	1 医療関係施設の役割	① 医療救護所 ② 一般の医療機関 ③ 救急告示病院 ④ 災害拠点病院等 ⑤ 災害拠点精神科病院 ⑥ DMAT (災害派遣医療チーム) 指定病院 ⑦ DPAT (災害派遣精神医療チーム) 指定病院 ⑧ <u>災害支援ナース派遣協定締結施設</u>	2 医療関係施設の整備等	一略一	3 医療救護活動体制の整備	① 医療救護班及びDMAT並びにDPAT派遣体制の整備 <u>医療救護班、DMAT及びDPAT並びに災害支援ナース派遣体制の整備</u> ② DMAT及びDPAT並びにDHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の養成 <u>DMAT、DPAT及び災害支援ナース並びにDHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の養成</u> ③ 災害医療コーディネーター <u>及び災害薬事コーディネーター</u> の設置 ④ 防災マニュアルの整備 ⑤ 災害時医療救護マニュアルの整備 ⑥ ドクターヘリの災害時運用要領等の整備 ⑦ 災害時医療救護訓練の実施	4 医療資器材供給等体制の整備	① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備	5 連絡・連携体制の整備	一略一	◆防災基本計画の修正 ◆防災基本計画の修正
項 目	概 要																										
1 医療関係施設の役割	① 医療救護所 ② 一般の医療機関 ③ 救急告示病院 ④ 災害拠点病院等 ⑤ 災害拠点精神科病院 ⑥ DMAT (災害派遣医療チーム) 指定病院 ⑦ DPAT (災害派遣精神医療チーム) 指定病院 <u>(新設)</u>																										
2 医療関係施設の整備等	一略一																										
3 医療救護活動体制の整備	① 医療救護班及びDMAT並びにDPAT派遣体制の整備 ② DMAT及びDPAT並びにDHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の養成 ③ 災害医療コーディネーターの設置 ④ 防災マニュアルの整備 ⑤ 災害時医療救護マニュアルの整備 ⑥ ドクターヘリの災害時運用要領等の整備 ⑦ 災害時医療救護訓練の実施																										
4 医療資器材供給等体制の整備	① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備																										
5 連絡・連携体制の整備	一略一																										
項 目	概 要																										
1 医療関係施設の役割	① 医療救護所 ② 一般の医療機関 ③ 救急告示病院 ④ 災害拠点病院等 ⑤ 災害拠点精神科病院 ⑥ DMAT (災害派遣医療チーム) 指定病院 ⑦ DPAT (災害派遣精神医療チーム) 指定病院 ⑧ <u>災害支援ナース派遣協定締結施設</u>																										
2 医療関係施設の整備等	一略一																										
3 医療救護活動体制の整備	① 医療救護班及びDMAT並びにDPAT派遣体制の整備 <u>医療救護班、DMAT及びDPAT並びに災害支援ナース派遣体制の整備</u> ② DMAT及びDPAT並びにDHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の養成 <u>DMAT、DPAT及び災害支援ナース並びにDHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) の養成</u> ③ 災害医療コーディネーター <u>及び災害薬事コーディネーター</u> の設置 ④ 防災マニュアルの整備 ⑤ 災害時医療救護マニュアルの整備 ⑥ ドクターヘリの災害時運用要領等の整備 ⑦ 災害時医療救護訓練の実施																										
4 医療資器材供給等体制の整備	① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備																										
5 連絡・連携体制の整備	一略一																										

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等																																						
<p>3 医療関係施設の役割</p> <table border="1" data-bbox="136 268 1270 766"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害時の医療関係施設</th> </tr> <tr> <th>被災地内</th> <th>被災地外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—略—</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>① 沿岸市町が設置する医療救護所</td> <td>① DMAT指定病院</td> </tr> <tr> <td>② 一般の医療機関(休日・夜間診療所を含む)</td> <td>② DPAT指定病院</td> </tr> <tr> <td>③ 災害拠点病院等</td> <td>③ 災害拠点病院等</td> </tr> <tr> <td>④ DMAT指定病院</td> <td>④ 災害拠点精神科病院</td> </tr> <tr> <td>⑤ DPAT指定病院</td> <td>⑤ 救急告示病院</td> </tr> <tr> <td>⑥ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設 <u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)～(7) —略— <u>(新設)</u></p> <p>4 医療関係施設の整備等</p> <p>(1) 医療関係施設等の整備</p> <p>県、沿岸市町及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。県は、災害拠点病院、災害拠点精神科病院及びDMAT指定病院、DPAT指定病院の整備を重点的に推進するとともに、あらかじめ、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）としての機能を山形空港及び庄内空港に整備する。</p>	災害時の医療関係施設		被災地内	被災地外	—略—	—略—	① 沿岸市町が設置する医療救護所	① DMAT指定病院	② 一般の医療機関(休日・夜間診療所を含む)	② DPAT指定病院	③ 災害拠点病院等	③ 災害拠点病院等	④ DMAT指定病院	④ 災害拠点精神科病院	⑤ DPAT指定病院	⑤ 救急告示病院	⑥ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設 <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>3 医療関係施設の役割</p> <table border="1" data-bbox="1338 268 2472 766"> <thead> <tr> <th colspan="2">災害時の医療関係施設</th> </tr> <tr> <th>被災地内</th> <th>被災地外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—略—</td> <td>—略—</td> </tr> <tr> <td>① 沿岸市町が設置する医療救護所</td> <td>① DMAT指定病院</td> </tr> <tr> <td>② 一般の医療機関(休日・夜間診療所を含む)</td> <td>② DPAT指定病院</td> </tr> <tr> <td>③ 災害拠点病院等</td> <td>③ 災害拠点病院等</td> </tr> <tr> <td>④ DMAT指定病院</td> <td>④ 災害拠点精神科病院</td> </tr> <tr> <td>⑤ DPAT指定病院</td> <td>⑤ 救急告示病院</td> </tr> <tr> <td>⑥ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設</td> <td>⑥ <u>災害支援ナース派遣協定締結施設</u></td> </tr> <tr> <td>⑦ <u>災害支援ナース派遣協定締結施設</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)～(7) —略—</p> <p><u>(8) 災害支援ナース派遣協定締結施設</u></p> <p><u>災害支援ナース派遣協定締結施設は、県の要請により、災害支援ナースを被災地内外の被災地内外に派遣する。派遣された災害支援ナースは、県の要請等により県内外から派遣された災害支援ナースとともに、被災地内外の避難所や医療機関等における看護支援活動を行う。</u></p> <p>4 医療関係施設の整備等</p> <p>(1) 医療関係施設等の整備</p> <p>県、沿岸市町及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。県は、災害拠点病院、災害拠点精神科病院及びDMAT指定病院、DPAT指定病院<u>並びに災害支援ナース派遣協定締結施設</u>の整備を重点的に推進するとともに、あらかじめ、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）としての機能を山形空港及び庄内空港に整備する。</p>	災害時の医療関係施設		被災地内	被災地外	—略—	—略—	① 沿岸市町が設置する医療救護所	① DMAT指定病院	② 一般の医療機関(休日・夜間診療所を含む)	② DPAT指定病院	③ 災害拠点病院等	③ 災害拠点病院等	④ DMAT指定病院	④ 災害拠点精神科病院	⑤ DPAT指定病院	⑤ 救急告示病院	⑥ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	⑥ <u>災害支援ナース派遣協定締結施設</u>	⑦ <u>災害支援ナース派遣協定締結施設</u>		<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>
災害時の医療関係施設																																								
被災地内	被災地外																																							
—略—	—略—																																							
① 沿岸市町が設置する医療救護所	① DMAT指定病院																																							
② 一般の医療機関(休日・夜間診療所を含む)	② DPAT指定病院																																							
③ 災害拠点病院等	③ 災害拠点病院等																																							
④ DMAT指定病院	④ 災害拠点精神科病院																																							
⑤ DPAT指定病院	⑤ 救急告示病院																																							
⑥ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設 <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																							
災害時の医療関係施設																																								
被災地内	被災地外																																							
—略—	—略—																																							
① 沿岸市町が設置する医療救護所	① DMAT指定病院																																							
② 一般の医療機関(休日・夜間診療所を含む)	② DPAT指定病院																																							
③ 災害拠点病院等	③ 災害拠点病院等																																							
④ DMAT指定病院	④ 災害拠点精神科病院																																							
⑤ DPAT指定病院	⑤ 救急告示病院																																							
⑥ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	⑥ <u>災害支援ナース派遣協定締結施設</u>																																							
⑦ <u>災害支援ナース派遣協定締結施設</u>																																								

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>5 医療救護活動体制の整備</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) DMA Tチームの養成</p> <p>(4) DPA Tの養成</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) DHEATの養成</p> <p>(6) 災害医療コーディネーター等の設置</p> <p>(7) 防災マニュアルの整備</p> <p>(8) 災害時医療救護マニュアルの整備</p> <p>(9) ドクターヘリの災害時運用要領等の整備</p> <p>(10) 災害時医療救護訓練の実施</p>	<p>(1)～(2) ー略ー</p> <p><u>(3) 災害支援ナース派遣体制の整備</u></p> <p><u>県は、災害支援ナース派遣協定締結施設の協力を得て、被災地内外の避難所や医療機関等における看護支援活動を行う専門的な研修を受けた機動性を持つ災害支援ナースを派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。</u></p> <p><u>災害支援ナースの人員構成は、1班につき2名程度とする。メンバーは看護師のみで組織され、県内又は県外での活動に関わらず、被災地の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、活動中に必要な物品や移動手段、生活手段については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。</u></p> <p>(34) DMA Tチームの養成</p> <p>(45) DPA Tの養成</p> <p><u>(6) 災害支援ナースの養成</u></p> <p><u>災害発生時に災害支援ナースとして活動するためには、県看護協会が実施する「災害支援ナース養成研修」の受講が必須であり、県は災害支援ナースの資質の向上等を図るための研修や訓練を実施するよう努める。</u></p> <p>(57) DHEATの養成</p> <p>(68) 災害医療コーディネーター等の設置</p> <p>(9) <u>災害薬事コーディネーターの設置</u></p> <p><u>県は、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を円滑かつ迅速に実施するための調整役となる災害薬事コーディネーターを設置する。</u></p> <p>(10) <u>やまがた JRAT との連携</u></p> <p><u>県は、やまがた JRAT との連携等に努めるものとする。</u></p> <p>(711) 防災マニュアルの整備</p> <p>(812) 災害時医療救護マニュアルの整備</p> <p>(913) ドクターヘリの災害時運用要領等の整備</p> <p>(1014) 災害時医療救護訓練の実施</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P71 第2編第13章 津波に強いまちづくり計画></p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 津波に強いまちの形成</p> <p>ア～セ ー略ー</p> <p>ソ 危険物施設等の安全確保</p> <p>県及び沿岸市町は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 津波に強いまちの形成</p> <p>ア～セ ー略ー</p> <p>ソ 危険物施設等の安全確保</p> <p>県及び沿岸市町は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等について、<u>最大クラスの津波を含む津波に対する安全性の確保の被害を軽減するための対策の強化</u>、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>
<p><P73 第2編第14章 津波防災施設等整備計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 沿岸市町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる、耐震性構造の防災センター等の整備を図るとともに、消火、救助、救護などの応急対策及び災害復旧に必要な資機材等の整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。</p> <p>4 ー略ー</p> <p>5 消防施設等の整備</p> <p>(1) 消防施設の整備</p> <p>沿岸市町は、災害発生時における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 防災中枢機能等の確保、充実</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 沿岸市町は、<u>平常時平時</u>は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる、耐震性構造の防災センター等の整備を図るとともに、消火、救助、救護などの応急対策及び災害復旧に必要な資機材等の整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。</p> <p>4 ー略ー</p> <p>5 消防施設等の整備</p> <p>(1) 消防施設の整備</p> <p>沿岸市町は、災害発生時における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する耐震性貯水槽</u>、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P78 第2編第15章 防災用通信施設災害予防計画></p> <p>1～3 一略一</p> <p>4 通信施設の災害予防措置</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 国、県及び市町村等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。</p> <p>ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。</p> <p>イ 一略一</p> <p>ウ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。</p> <p>エ 一略一</p> <p>オ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。</p> <p>カ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。</p> <p>(3) 通信手段の多様化</p> <p>国、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p>	<p>1～3 一略一</p> <p>4 通信施設の災害予防<u>措置対策</u></p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 国、県及び市町村等の災害時の情報通信手段については、<u>平常時より平時から</u>その確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。</p> <p>ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・<u>拡充多重化・耐震化</u>の推進を図る。</p> <p>イ 一略一</p> <p>ウ 非常災害時の通信の確保を図るため、<u>平常時より平時から</u>災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。</p> <p>エ 一略一</p> <p>オ <u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。</u></p> <p>カ 情報通信手段の施設については、<u>平常時より平時から</u>管理・運用体制を構築しておくこと。</p> <p>(3) 通信手段の多様化</p> <p>国、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等<u>が</u>確実に伝<u>わるよう</u>え、<u>併せて多様な災害関連情報等を速やかに収集するため</u>、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア、<u>インターネットメール</u>等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画を踏まえた修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P82 第2編第17章 輸送体制整備計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検</p> <p>県及び沿岸市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握・点検する。</p> <p>また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>4～7 ー略ー</p> <p>8 緊急通行車両等確保のための事前対策</p> <p>(1) 緊急通行車両の災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出</p> <p>県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認申出について災害発生前における確認申出及び事前申出の普及に努め、次により申出及び届出を受け事務の迅速化を図る。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検</p> <p>県及び沿岸市町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握・点検する。</p> <p>また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム新物資システム(B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p><u>なお、新物資システム(B-PLo)の利活用や操作習熟を図るため、平時から研修や訓練の実施に努める。</u></p> <p>4～7 ー略ー</p> <p>8 緊急通行車両等確保のための事前対策</p> <p>(1) 緊急通行車両の災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出</p> <p>県公安委員会は、<u>災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認申出について災害発生前における確認申出及び事前申出の普及に努め、次により申出及び届出を受け事務の迅速化を図る。輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P96 第2編第18章第1節 交通関係施設災害予防計画></p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 道路の災害予防対策</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 相互連携体制の整備</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 相互連携体制の強化</p> <p>応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 道路の災害予防対策</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 相互連携体制の整備</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 相互連携体制の強化</p> <p>応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、<u>平常時より平時から</u>関係機関等の相互の連携を強化しておく。</p>	<p>◆表現の適正化</p>
<p><P102 第2編第18章第2節 河川・海岸施設災害予防計画></p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 各施設に共通する災害予防対策</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 施設の点検・整備</p> <p>平常時から各施設を定期的に点検することにより、異常が発見された場合は早期に整備する等全施設の正常機能を維持するように努める。</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 各施設に共通する災害予防対策</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 施設の点検・整備</p> <p><u>平常時平時</u>から各施設を定期的に点検することにより、異常が発見された場合は早期に整備する等全施設の正常機能を維持するように努める。</p>	<p>◆表現の適正化</p>
<p><P106 第2編第18章第4節 電力供給施設災害予防計画></p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 防災関係機関との連携</p> <p>(1) 防災関係機関等との協調</p> <p>防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。</p> <p>5 広報体制の確立</p> <p>地震・津波による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止及びや電気火災を未然に防止するため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。</p> <p>6 ー略ー</p> <p>7 災害対策用資機材等の整備</p> <p>(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備</p> <p>災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 防災関係機関との連携</p> <p>(1) 防災関係機関等との協調</p> <p>防災関係機関等とは<u>平常時平時</u>から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。</p> <p>5 広報体制の確立</p> <p>地震・津波による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止及びや電気火災を未然に防止するため、<u>平常時平時</u>から地域住民に対して広報活動を行う。</p> <p>6 ー略ー</p> <p>7 災害対策用資機材等の整備</p> <p>(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備</p> <p>災害に備え、<u>平常時平時</u>から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P111 第2編第18章第5節 ガス供給施設災害予防計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 防災体制の整備 (1)～(5) ー略ー (6) 防災関係機関との連携 防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。</p> <p>4 広報活動 災害対策を効果的に行うため、災害発生時及びガス供給停止時等の時期に応じた広報活動について、フロー図、チェックリスト及び広報例文等を準備して具体的に定めておくとともに、広報担当責任者を定めておく。また、需要家や報道機関・地方自治体等関係機関との広報ルートを確認しておく。 平常時には、災害発生時における二次災害防止のための広報活動を行う。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 防災体制の整備 (1)～(5) ー略ー (6) 防災関係機関との連携 防災関係機関等とは<u>平常時平時</u>から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。</p> <p>4 広報活動 災害対策を効果的に行うため、災害発生時及びガス供給停止時等の時期に応じた広報活動について、フロー図、チェックリスト及び広報例文等を準備して具体的に定めておくとともに、広報担当責任者を定めておく。また、需要家や報道機関・地方自治体等関係機関との広報ルートを確認しておく。 <u>平常時平時</u>には、災害発生時における二次災害防止のための広報活動を行う。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p>
<p><P115 第2編第18章第7節 電気通信施設災害予防計画></p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 広報活動 平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</p> <p>5 ー略ー</p> <p>6 災害対策用資機材等の確保と整備 (1) 災害対策用資機材等の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 広報活動 <u>平常時平時</u>から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</p> <p>5 ー略ー</p> <p>6 災害対策用資機材等の確保と整備 (1) 災害対策用資機材等の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、<u>平常時平時</u>から復旧資機材を確保する。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P118 第2編第18章第8節 上水道施設災害予防計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 防災体制の整備</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 関係機関との連携及び連絡調整</p> <p>災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。</p> <p>4～5 ー略ー</p> <p>6 上水道施設の災害予防措置</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 二次災害の防止</p> <p>各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。</p> <p>7 ー略ー</p> <p>8 生活用水水源の把握</p> <p>沿岸市町及び水道事業者は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。</p> <p>また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 防災体制の整備</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 関係機関との連携及び連絡調整</p> <p>災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、<u>や、道路管理者と連携して復旧が行えるようにする等、</u>災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。</p> <p><u>また、宅内配管について、迅速に復旧できるようあらかじめ体制の構築に努める。</u></p> <p>4～5 ー略ー</p> <p>6 上水道施設の災害予防措置</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 二次災害の防止</p> <p>各施設の管理者は、<u>地震又は火災による</u>二次災害を防止するための体制の整備に努める。</p> <p>7 ー略ー</p> <p>8 生活用水水源の把握</p> <p>沿岸市町及び水道事業者は、<u>区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。</u></p> <p>また、<u>降・積雪期</u>には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p>
<p><P121 第2編第18章第9節 下水道施設災害予防計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 防災体制の整備</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 職員に対する教育及び訓練</p> <p>研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 防災体制の整備</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 職員に対する教育及び訓練</p> <p>研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、<u>平常時平時</u>において総合訓練や各種訓練を行う。</p>	<p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等																																
<p><P124 第2編第18章第10節 工業用水道施設災害予防計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 防災体制の整備</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 職員に対する教育及び訓練</p> <p>研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。</p> <p>4 ー略ー</p> <p>5 工業用水道施設の災害予防対策</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 耐震化、液状化対策の推進</p> <p>○県内工業用水道施設の概要 (令和5年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="184 850 851 1171"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>施設名</th> <th>給水能力 (m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">山形県企業局</td> <td>酒田工業用水道</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>八幡原工業用水道</td> <td>14,700</td> </tr> <tr> <td>福田工業用水道</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>東根市</td> <td>東根大森工業用水道</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td>小国町</td> <td>小国町工業用水道</td> <td>6,510</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	施設名	給水能力 (m ³ /日)	山形県企業局	酒田工業用水道	75,000	八幡原工業用水道	14,700	福田工業用水道	2,800	東根市	東根大森工業用水道	10,600	小国町	小国町工業用水道	6,510	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 防災体制の整備</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 職員に対する教育及び訓練</p> <p>研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、<u>平常時平時</u>において総合訓練や各種訓練を行う。</p> <p>4 ー略ー</p> <p>5 工業用水道施設の災害予防対策</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 耐震化、液状化対策の推進</p> <p>○県内工業用水道施設の概要 (令和5<u>7</u>年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1386 850 2053 1171"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>施設名</th> <th>給水能力 (m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">山形県企業局</td> <td>酒田工業用水道</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>八幡原工業用水道</td> <td>14,700</td> </tr> <tr> <td>福田工業用水道</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>東根市</td> <td>東根大森工業用水道</td> <td>10,600</td> </tr> <tr> <td>小国町</td> <td>小国町工業用水道</td> <td>6,510</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	施設名	給水能力 (m ³ /日)	山形県企業局	酒田工業用水道	75,000	八幡原工業用水道	14,700	福田工業用水道	2,800	東根市	東根大森工業用水道	10,600	小国町	小国町工業用水道	6,510	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆時点修正</p>
事業者	施設名	給水能力 (m ³ /日)																																
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000																																
	八幡原工業用水道	14,700																																
	福田工業用水道	2,800																																
東根市	東根大森工業用水道	10,600																																
小国町	小国町工業用水道	6,510																																
事業者	施設名	給水能力 (m ³ /日)																																
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000																																
	八幡原工業用水道	14,700																																
	福田工業用水道	2,800																																
東根市	東根大森工業用水道	10,600																																
小国町	小国町工業用水道	6,510																																

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P131 第2編第19章 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画></p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 基本的な考え方</p> <p>(1) 沿岸市町は、大規模な津波災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備するとともに、それらの支給のための体制等を整備する。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点についても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 沿岸市町は、住民の備蓄を補完するため、被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 県、沿岸市町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。</p>	<p><P131 第2編第19章 食料、飲料水及び生活必需品等の確保物資の備蓄、調達計画></p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 基本的な考え方</p> <p>(1) 沿岸市町は、大規模な津波災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備するとともに、それらの支給のための体制等を整備する。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p><u>沿岸市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するとともに、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。</u></p> <p>(2) <u>県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と沿岸市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるとともに、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する。</u></p> <p>(23) <u>備蓄を行うに当たっては沿岸市町及び県は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等などの観点についても対しても配慮するとともに、備蓄物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 沿岸市町は、住民の備蓄を補完するため、被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。</p> <p><u>沿岸市町及び県は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。</u></p> <p>(35) 県、沿岸市町、県及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>(5) 沿岸市町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ沿岸市町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。</p> <p>(6) 県は、沿岸市町の要請に対応するため、備蓄及び関係業者等との協定締結等により、災害発生時に食料等を確実に供給できる体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、沿岸市町における食料等の備蓄状況を常に把握しておく。</p> <p>(7) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。</p> <p>(8) 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等確認を行うよう努める。</p> <p>(9) 消防庁は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、被災者の生活の維持のため必要な毛布、携帯トイレ等の生活必需品等の備蓄物資について、非被災地方公共団体の協力等により、その供給の確保を図る。</p> <p>4 食料等の確保品目及び方法 <u>(新設)</u></p> <p>(1) 食料 ア 品目 食料の供給においては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、病人等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。</p> <p>イ 方法 (ア) 沿岸市町は、3の(4)及び(5)により食料の供給体制を整備する。</p> <p>(2) 飲料水 ア 水道事業者等は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、沿岸市町は3の(3)及び(4)により飲料水(ペットボトル等)の備蓄に努める。</p>	<p>(56) 沿岸市町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ沿岸市町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、<u>平常時平時</u>から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。</p> <p>(67) 県は、沿岸市町の要請に対応するため、備蓄及び関係業者等との協定締結等により、災害発生時に食料等を確実に供給できる体制を整備するとともに、<u>物資調達・輸送調整支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、</u>沿岸市町における食料等の備蓄状況を常に把握しておく。</p> <p>(78) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。</p> <p>(89) <u>県及び市町村</u>沿岸市町及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等確認を行うよう努める。</p> <p>(910) 消防庁は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、被災者の生活の維持のため必要な毛布、携帯トイレ等の生活必需品等の備蓄物資について、非被災地方公共団体の協力等により、その供給の確保を図る。</p> <p>4 食料等の確保品目及び方法 <u>震災対策編に準拠し、避難生活に必要となる食料や飲料水及びそれ以外に避難生活において必要となる生活必需品等について、沿岸市町と県が連携して確保に努める。</u></p> <p>(1) 食料 ア 品目 食料の供給においては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、<u>宗教上の理由による食事制限のある方、</u>高齢者や乳幼児、病人等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。</p> <p>イ 方法 (ア) 沿岸市町は、3の<u>(4)及び(5)-(1)及び(6)</u>により食料の供給体制を整備する。</p> <p>(2) 飲料水 ア 水道事業者等は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、沿岸市町は3の<u>(3)及び(4)-(1)及び(6)</u>により飲料水(ペットボトル等)の備蓄に努める。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の修正</p> <p>◆番号のズレに合わせて修正</p> <p>◆番号のズレに合わせて修正</p>

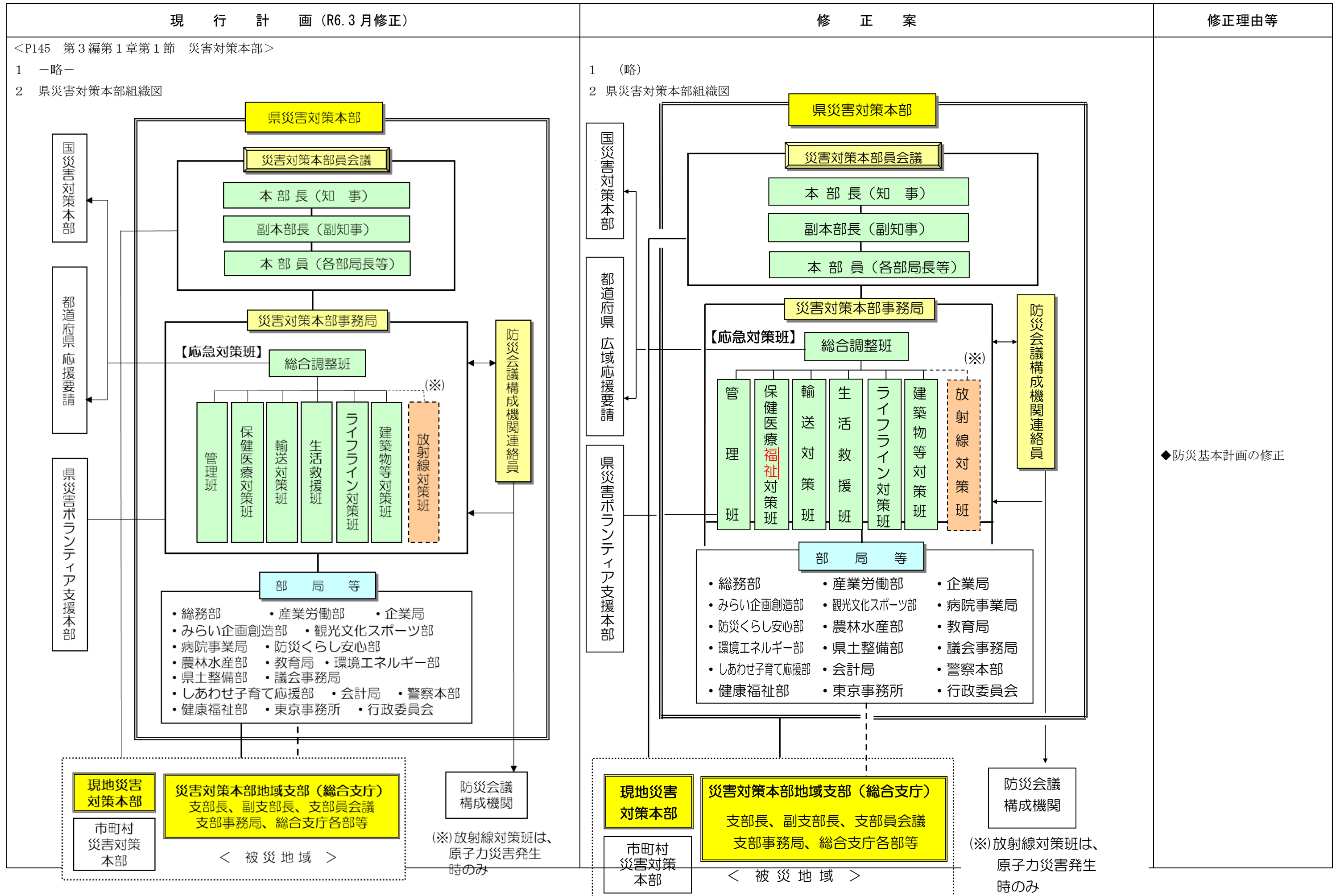
現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等																																												
<p>(3) 生活必需品</p> <p>ア 品目 高齢者や乳幼児、性別、サイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="201 359 1270 1136"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>品目例 (特に重要な品目)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝具</td> <td>毛布、ダンボール等 ほか</td> </tr> <tr> <td>外衣・肌着</td> <td>下着 ほか</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>身の回り品</td> <td>タオル ほか</td> </tr> <tr> <td>炊事道具・食器</td> <td>ほ乳瓶、同洗浄器 ほか</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td>常備薬、救急箱 ほか</td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td>トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか</td> </tr> <tr> <td>光熱材料等</td> <td>懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>簡易トイレ ほか</td> </tr> <tr> <td>季節用品</td> <td>(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 方法 (ア) 沿岸市町は、3の(3)及び(4)により備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。</p>	区 分	品目例 (特に重要な品目)	寝具	毛布、ダンボール等 ほか	外衣・肌着	下着 ほか	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	身の回り品	タオル ほか	炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか	医薬品	常備薬、救急箱 ほか	日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか	光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか	トイレ	簡易トイレ ほか	季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか	<p>(3) 生活必需品</p> <p>ア 品目 高齢者や乳幼児、性別、サイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1403 359 2472 1136"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>品目例 (特に重要な品目)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝具</td> <td>毛布、<u>ダンボール等簡易ベッド(ダンボールベッド、エアベッド等)</u> ほか</td> </tr> <tr> <td>外衣・肌着</td> <td>下着 ほか</td> </tr> <tr> <td><u>プライバシー確保</u></td> <td><u>パーティション、防災テント</u> ほか</td> </tr> <tr> <td>身の回り品</td> <td>タオル ほか</td> </tr> <tr> <td>炊事道具・食器</td> <td>ほ乳瓶、同洗浄器、<u>炊き出し用具、キッチン資機材</u> ほか</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td>常備薬、救急箱 ほか</td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td>トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、<u>紙乳児・小児用</u>おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか</td> </tr> <tr> <td>光熱材料等</td> <td>懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか</td> </tr> <tr> <td>トイレ</td> <td>簡易トイレ、<u>携帯トイレ</u> ほか</td> </tr> <tr> <td>季節用品</td> <td>(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 方法 (ア) 沿岸市町は、3の<u>(3)及び(4)(1)及び(6)</u>により備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。</p>	区 分	品目例 (特に重要な品目)	寝具	毛布、 <u>ダンボール等簡易ベッド(ダンボールベッド、エアベッド等)</u> ほか	外衣・肌着	下着 ほか	<u>プライバシー確保</u>	<u>パーティション、防災テント</u> ほか	身の回り品	タオル ほか	炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器、 <u>炊き出し用具、キッチン資機材</u> ほか	医薬品	常備薬、救急箱 ほか	日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、 <u>紙乳児・小児用</u> おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか	光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか	トイレ	簡易トイレ、 <u>携帯トイレ</u> ほか	季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか	<p>◆防災基本計画の修正による 3(1)の修正内容を反映</p> <p>◆番号のズレに合わせて修正</p>
区 分	品目例 (特に重要な品目)																																													
寝具	毛布、ダンボール等 ほか																																													
外衣・肌着	下着 ほか																																													
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																													
身の回り品	タオル ほか																																													
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか																																													
医薬品	常備薬、救急箱 ほか																																													
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか																																													
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか																																													
トイレ	簡易トイレ ほか																																													
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか																																													
区 分	品目例 (特に重要な品目)																																													
寝具	毛布、 <u>ダンボール等簡易ベッド(ダンボールベッド、エアベッド等)</u> ほか																																													
外衣・肌着	下着 ほか																																													
<u>プライバシー確保</u>	<u>パーティション、防災テント</u> ほか																																													
身の回り品	タオル ほか																																													
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器、 <u>炊き出し用具、キッチン資機材</u> ほか																																													
医薬品	常備薬、救急箱 ほか																																													
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、 <u>紙乳児・小児用</u> おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか																																													
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか																																													
トイレ	簡易トイレ、 <u>携帯トイレ</u> ほか																																													
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか																																													

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等																
<p><P134 第2編第20章 文教施設における災害予防計画></p> <p>1 一略一</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="142 359 1270 903"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 学校の災害予防対策</td> <td> ① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練 </td> </tr> <tr> <td>2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 一略一 (新設)</p>	項 目	概 要	1 学校の災害予防対策	① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練	2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策		(新設)		<p>1 一略一</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="1344 359 2472 903"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 学校の災害予防対策</td> <td> ① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練 </td> </tr> <tr> <td>2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>3 被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）に係る体制の整備</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 一略一</p> <p>5 <u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）に係る体制の整備</u> <u>県は、大規模災害時における児童生徒の学びの継続のため、あらかじめ、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）に係る体制整備を行い、教職員等で構成した学校支援チームを設置する。</u></p>	項 目	概 要	1 学校の災害予防対策	① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練	2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策		<u>3 被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）に係る体制の整備</u>		<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>
項 目	概 要																	
1 学校の災害予防対策	① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練																	
2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策																		
(新設)																		
項 目	概 要																	
1 学校の災害予防対策	① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練																	
2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策																		
<u>3 被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）に係る体制の整備</u>																		

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等																								
<p><P138 第2編第21章 要配慮者の安全確保計画></p> <p>1 一略一</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="142 401 1261 1039"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 在宅の要配慮者対策</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>2 社会福祉施設等における要配慮者対策</td> <td> <社会福祉施設管理者> 一略一 <県及び市町村> ① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ② 防災訓練及び防災教育への支援 ③ 要配慮者の受入体制の整備 </td> </tr> <tr> <td>3 DWAT(災害派遣福祉チーム)の体制整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 外国人の安全確保対策</td> <td> ① 防災教育、防災訓練の実施 ② 案内標示板等の整備 <u>(新設)</u> </td> </tr> <tr> <td>5 避難後の支援方策</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 在宅の要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者支援体制の確立</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 避難行動要支援者情報の把握・共有</p> <p>(ア) 一略一</p> <p>(イ) 沿岸市町は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(ウ) 一略一</p> <p>(エ) 沿岸市町は、市町村防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、当該沿岸市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(オ) 沿岸市町は、市町村防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支</p>	項 目	概 要	1 在宅の要配慮者対策	一略一	2 社会福祉施設等における要配慮者対策	<社会福祉施設管理者> 一略一 <県及び市町村> ① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ② 防災訓練及び防災教育への支援 ③ 要配慮者の受入体制の整備	3 DWAT(災害派遣福祉チーム)の体制整備		4 外国人の安全確保対策	① 防災教育、防災訓練の実施 ② 案内標示板等の整備 <u>(新設)</u>	5 避難後の支援方策		<p>1 一略一</p> <p>2 計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="1344 401 2463 1039"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 在宅の要配慮者対策</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td>2 社会福祉施設等における要配慮者対策</td> <td> <社会福祉施設管理者> 一略一 <県及び市町村> ① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ② 防災訓練<u>及び</u>、防災教育への支援 ③ 要配慮者の受入体制の整備 </td> </tr> <tr> <td>3 DWAT(災害派遣福祉チーム) <u>及び災害支援ナース</u>の体制整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 外国人の安全確保対策</td> <td> ① 防災教育、防災訓練の実施 ② 案内標示板等の整備 ③ <u>災害ボランティアの養成</u> </td> </tr> <tr> <td>5 避難後の支援方策</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 在宅の要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者支援体制の確立</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 避難行動要支援者情報の把握・共有</p> <p>(ア) 一略一</p> <p>(イ) 沿岸市町は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局連携の下、<u>平常時より平時から</u>避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>(ウ) 一略一</p> <p>(エ) 沿岸市町は、市町村防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、当該沿岸市町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る<u>ものとする</u>。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(オ) 沿岸市町は、市町村防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支</p>	項 目	概 要	1 在宅の要配慮者対策	一略一	2 社会福祉施設等における要配慮者対策	<社会福祉施設管理者> 一略一 <県及び市町村> ① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ② 防災訓練 <u>及び</u> 、防災教育への支援 ③ 要配慮者の受入体制の整備	3 DWAT(災害派遣福祉チーム) <u>及び災害支援ナース</u> の体制整備		4 外国人の安全確保対策	① 防災教育、防災訓練の実施 ② 案内標示板等の整備 ③ <u>災害ボランティアの養成</u>	5 避難後の支援方策		<p>◆表現の適正化 (震災対策編と表現を統一)</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化 (震災対策編と表現を統一)</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p>
項 目	概 要																									
1 在宅の要配慮者対策	一略一																									
2 社会福祉施設等における要配慮者対策	<社会福祉施設管理者> 一略一 <県及び市町村> ① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ② 防災訓練及び防災教育への支援 ③ 要配慮者の受入体制の整備																									
3 DWAT(災害派遣福祉チーム)の体制整備																										
4 外国人の安全確保対策	① 防災教育、防災訓練の実施 ② 案内標示板等の整備 <u>(新設)</u>																									
5 避難後の支援方策																										
項 目	概 要																									
1 在宅の要配慮者対策	一略一																									
2 社会福祉施設等における要配慮者対策	<社会福祉施設管理者> 一略一 <県及び市町村> ① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ② 防災訓練 <u>及び</u> 、防災教育への支援 ③ 要配慮者の受入体制の整備																									
3 DWAT(災害派遣福祉チーム) <u>及び災害支援ナース</u> の体制整備																										
4 外国人の安全確保対策	① 防災教育、防災訓練の実施 ② 案内標示板等の整備 ③ <u>災害ボランティアの養成</u>																									
5 避難後の支援方策																										

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(カ) 沿岸市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>＜地域防災計画に記載する必須事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援等関係者となる者 ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 ・名簿の更新に関する事項 ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置 <p>(キ) 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>県は、沿岸市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。また、国（気象庁）は、沿岸市町に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。</p> <p>沿岸市町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。</p> <p>(ア)～(ウ) 一略一</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(カ) 沿岸市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>＜地域防災計画に記載する必須事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援等関係者となる者 ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 ・名簿の更新に関する事項 ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置 <p>(キ) 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p><u>市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。</u></p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</p> <p>県は、沿岸市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。また、国（気象庁）は、沿岸市町に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。</p> <p>沿岸市町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。</p> <p>(ア)～(ウ) 一略一</p> <p><u>(エ) 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p><u>(オ) 県と連携し、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</u></p> <p><u>県は、沿岸市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努める。また、国（気象庁）は、沿岸市町に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。</u></p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化 (震災対策編と表現を統一)</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化 (震災対策編と表現を統一)</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>4 ー略ー</p> <p>5 DWAT（災害派遣福祉チーム）の体制整備 県は、被災市町村から派遣要請を受けた場合、避難所等の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止のため、DWAT（災害派遣福祉チーム）を派遣することができるよう、組織の構築や派遣のための研修実施など体制整備を行う。</p> <p>6 外国人の安全確保対策</p> <p>(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備 国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。 県及び市町村は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努める。</p> <p>(2) 防災教育、防災訓練の実施 県及び沿岸市町は、国際交流関係団体、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。 また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。</p> <p>(3) 案内標示板等の整備 沿岸市町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、外国語及びやさしい日本語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。</p>	<p>4 ー略ー</p> <p>5 DWAT（災害派遣福祉チーム）<u>及び災害支援ナース</u>の体制整備 県は、被災市町<u>村</u>から派遣要請を受けた場合、避難所等の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止のため、DWAT（災害派遣福祉チーム）<u>や災害支援ナース</u>を派遣することができるよう、組織の構築や派遣のための研修実施など体制整備を行う。</p> <p>6 外国人の安全確保対策</p> <p>(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備 国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。 県及び<u>沿岸市町村</u>は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努める。</p> <p>(2) 防災教育、防災訓練の実施 県及び沿岸市町は、国際交流関係団体、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。 また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を<u>呼びかける呼び掛ける</u>。</p> <p>(3) 案内標示板等の整備 沿岸市町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、<u>外国語多様な言語</u>及びやさしい日本語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化 （震災対策編と表現を統一）</p>



現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等								
<p>3 県災害対策本部の設置</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>ア 知事は、次の基準により本部を設置し、又は廃止する。</p> <table border="1" data-bbox="189 359 1270 495"> <tr> <td>設置基準</td> <td>1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき —略—</td> </tr> <tr> <td>—略—</td> <td>—略—</td> </tr> </table> <p>—略—</p> <p>4 県災害対策本部の組織、運営等</p> <p>(1)～(2) —略—</p> <p>(3) 本部事務局</p> <p>ア～イ —略—</p> <p>ウ 事務局 員 事務局機能を強化するため、次により応急対策班を設置する。</p> <p>(7) 応急対策事項ごとに、総合調整班、管理班、保健医療対策班、輸送対策班、生活救援班、ライフライン対策班及び建築物等対策班を設けるとともに、各課の事務分掌を踏まえ、各応急対策班の担当課と応援課を決定する。</p> <p>5～8 —略—</p> <p>9 沿岸市町の活動体制</p> <p>(1) —略—</p> <p>(2) 市町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告</p> <p>沿岸市町長は、市町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（防災危機管理課）に対し報告するとともに、県警察及び消防機関等に通報する。</p>	設置基準	1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき —略—	—略—	—略—	<p>3 県災害対策本部の設置</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>ア 知事は、次の基準により本部を設置し、又は廃止する</p> <table border="1" data-bbox="1389 359 2469 495"> <tr> <td>設置基準</td> <td>1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたを観測する地震が発生したとき —略—</td> </tr> <tr> <td>—略—</td> <td>—略—</td> </tr> </table> <p>—略—</p> <p>4 県災害対策本部の組織、運営等</p> <p>(1)～(2) —略—</p> <p>(3) 本部事務局</p> <p>ア～イ —略—</p> <p>ウ 事務局 員 事務局機能を強化するため、次により応急対策班を設置する。</p> <p>(7) 応急対策事項ごとに、総合調整班、管理班、保健医療福祉対策班、輸送対策班、生活救援班、ライフライン対策班及び建築物等対策班を設けるとともに、各課の事務分掌を踏まえ、各応急対策班の担当課と応援課を決定する。</p> <p>5～8 —略—</p> <p>9 沿岸市町の活動体制</p> <p>(1) —略—</p> <p>(2) 市町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告</p> <p>沿岸市町長は、市町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（防災危機管理課）に対し報告するとともに、県警察、<u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u>及び消防機関等に通報する。</p>	設置基準	1 県内で震度5弱以上 の地震が観測されたを 観測する地震が発生したとき —略—	—略—	—略—	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表記の適正化</p>
設置基準	1 県内で震度5弱以上の地震が観測されたとき —略—									
—略—	—略—									
設置基準	1 県内で震度5弱以上 の地震が観測されたを 観測する地震が発生したとき —略—									
—略—	—略—									

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P157 第3編第1章第3節 県内被災地における広域応援・受援計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 被災市町の応援要請</p> <p>(1) 県に対する要請</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) ー略ー</p> <p>(3) 指定地方行政機関等に対する要請</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 県の応援要請</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づく要請</p> <p>ア 県は、被災市町村における、災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性、当該派遣要請人数・職種・期間等及び総括支援チーム派遣の必要性等についてニーズを速やかに把握する。</p> <p>イ 県は、総務省及び北海道東北ブロック幹事県に対し、把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。</p> <p>ウ 国（総務省）は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、応援職員派遣の調整等を実施する。なお、派遣を受ける市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>(4) 総務省の「復旧・復興支援技術職員派遣制度」に基づく要請</p> <p>ア 県は、県内の被災市町村における、復旧・復興事業を支援するための応援職員の派遣の必要</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 被災市町の応援要請</p> <p>(1) 県に対する要請</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p><u>ウ 被災市町長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を明らかにして、指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。</u></p> <p><u>(ア) 応急措置の内容</u></p> <p><u>(イ) 応急措置の実施場所</u></p> <p><u>(ウ) その他応急措置の実施に関し必要な事項</u></p> <p>(2) ー略ー</p> <p>(3) 指定地方行政機関等に対する要請 <u>(災害対策基本法第29条、第30条及び第70条)</u></p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p><u>ウ 被災市町長は、県に対し、指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）に対する応急措置の実施の要請をするよう求める要求ができない場合には、その旨及び自市町の地域における災害の状況を山形県を管轄する指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）の出先機関を経由して通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、当該機関が所管する応急措置を実施することができる。</u></p> <p>4 県の応援要請</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づく要請</p> <p>ア 県は、被災市町<u>村</u>における、災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性、当該派遣要請人数・職種・期間等及び総括支援チーム派遣の必要性等についてニーズを速やかに把握する。</p> <p>イ 県は、総務省及び北海道東北ブロック幹事県に対し、把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町<u>村</u>において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。</p> <p>ウ 国（総務省）は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、応援職員派遣の調整等を実施する。なお、派遣を受ける市町<u>村</u>は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する<u>ものとする。さらに、市町村は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u></p> <p>(4) 総務省の「復旧・復興支援技術職員派遣制度」に基づく要請</p> <p>ア 県は、県内の被災市町<u>村</u>における、復旧・復興事業を支援するための応援職員の派遣の必要</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>性、当該派遣要請人数・業務又は職種・期間等についてニーズを速やかに把握する。</p> <p>イ 県は、総務省及び北海道東北ブロック幹事道県に対し、把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して復旧・復興事業を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。</p> <p>(5) ー略ー</p> <p>(6) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急措置の要請</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)及び指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)は、知事から応急措置の実施要請を受け、又は求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。</p> <p>ウ ー略ー</p> <p>エ 国〔国土交通省〕は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。</p> <p>(7) ー略ー</p> <p>(8) 酒田海上保安部に対する要請 知事は、人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇等による海上輸送等の救援が必要と認める場合は、酒田海上保安部に対し次の事項を明らかにして支援を要請する。</p> <p>ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由</p> <p>イ 救援活動を必要とする期間</p> <p>ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容</p> <p>エ その他救援活動に必要な事項</p> <p>(9) 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>(10) 民間団体等に対する要請</p> <p>(11) 支援体制の構築に係る留意点</p> <p>5 ー略ー</p> <p>6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 指定地方行政機関の長(酒田海上保安部長を除く。)は、その管理に属する施設の被災に関連して、被災地域住民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>7～8 ー略ー</p> <p>9 広域応援・受援体制</p>	<p>性、当該派遣要請人数・業務又は職種・期間等についてニーズを速やかに把握する。</p> <p>イ 県は、総務省及び北海道東北ブロック幹事道県に対し、把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し県内市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して復旧・復興事業を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡する。</p> <p>(5) ー略ー</p> <p>(6) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急措置の要請</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)及び指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)は、知事から当該機関が所管する応急措置の実施要請を受け、又は求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに当該機関が所管する応急措置を実施する。<u>また、指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、当該機関が所管する応急措置を実施することができる。</u></p> <p>ウ ー略ー</p> <p>エ 国〔国土交通省〕は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施する<u>ものとする。</u></p> <p>(7) ー略ー</p> <p>(8) 酒田海上保安部に対する要請 知事は、人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇等による海上輸送等の救援が必要と認める場合は、酒田海上保安部に対し次の事項を明らかにして支援を要請する。</p> <p>ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由</p> <p>イ 救援活動を必要とする期間</p> <p>ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容</p> <p>エ その他救援活動に必要な事項</p> <p>(9)(8) 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>(10)(9) 民間団体等に対する要請</p> <p>(11)(10) 支援体制の構築に係る留意点</p> <p>5 ー略ー</p> <p>6 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 指定地方行政機関の長(酒田海上保安部長を除く。)は、その管理に属する施設の被災に関連して、被災地域住民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>7～8 ー略ー</p> <p>9 広域応援・受援体制</p>	<p>◆表記の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆(6)指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急措置の要請の記載内容で、担保されているため削除</p> <p>◆表記の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>(1) 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p>なお、応援・受援が円滑に行われるよう、応援・受援の内容について、あらかじめマニュアルを整備しておき、実動訓練を踏まえて、必要な改善に努める。</p> <p>(2) 市町村及び防災関係機関は、県に準じて必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。</p> <p>(3) 県、市町村及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</p> <p>(4) 県及び沿岸市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>(5) 県は、応援職員及び支援物資等を迅速かつ円滑に受け入れるため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県災害時広域受援マニュアル」に従って対応する。</p> <p>10 一略一 (新設)</p>	<p>(1) 県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p>なお、応援・受援が円滑に行われるよう、応援・受援の内容について、あらかじめマニュアルを整備しておき、実動訓練を踏まえて、必要な改善に努める。</p> <p>(2) 市町村及び防災関係機関は、県に準じて必要な準備を整える。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。</p> <p>(3) 県、市町村及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・海上保安庁・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。<u>また、県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。</u></p> <p>(4) 県及び沿岸市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p> <p>(5) 県は、<u>市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努める。また、</u>応援職員及び支援物資等を迅速かつ円滑に受け入れるため、防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「山形県災害時広域受援マニュアル」に従って対応する。</p> <p>10 一略一</p> <p><u>11 広域防災拠点の設置</u></p> <p><u>県は、県内における大規模災害発生時に、国、自治体、関係機関等による広域応援の円滑な実施に資するため、国、市町村、関係機関等と連携して、応急対策活動の中核的な拠点として広域防災拠点を設置する。</u></p> <p><u>広域防災拠点の果たすべき役割と機能は次のア～エとし、近隣の施設の機能を活用したネットワーク型の分散設置も可能とする。</u></p> <p><u>ア 応援部隊が被災地に進出するための拠点</u></p> <p><u>イ 応援部隊の指揮・宿営・燃料補給等を行う拠点</u></p> <p><u>ウ 支援物資の受入れと被災地への送り出しを行う拠点</u></p> <p><u>エ 航空機又は船舶による医療搬送や物資輸送等が可能な拠点</u></p> <p><u>県は、被災状況に応じて、あらかじめ指定した候補施設の中から適切な施設を選定し、広域防災拠点を設置する。また、当該施設等の管理者に対し、広域防災拠点として使用することに対する協力を求め、拠点としての機能が適切に運用されるよう努める。</u></p>	<p>◆「震災対策編」と書きぶりを合わせ、段落番号を削除</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆広域防災拠点の設置を明記</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P164 第3編第1章第3節の2 被災県等への応援計画></p> <p>1～3 ー略ー</p> <p>4 被災した他県等への応援活動</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、必要に応じて応援職員を派遣する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>1～3 ー略ー</p> <p>4 被災した他県等への応援活動</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、必要に応じて応援職員を派遣する。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理<u>やマスク着用</u>等を徹底するものとする。</p> <p><u>5 広域応援のための広域防災拠点の設置</u></p> <p><u>県は、他都道府県において大規模な災害が発生し、被災都道府県への応援が必要になった場合、円滑に広域応援活動を実施するため、国、市町村、関係機関等と連携して、山形空港及びその周辺に広域防災拠点を設置する。</u></p> <p><u>広域応援のための広域防災拠点の果たすべき役割と機能は次のア～エとし、県は、必要な機能が確保されるよう努める。</u></p> <p><u>ア 応援部隊が被災地に進出するため一時的に集結する進出拠点</u></p> <p><u>イ 被災地で活動する応援部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点</u></p> <p><u>ウ 支援物資の受入れと被災地への送り出しを行う拠点</u></p> <p><u>エ 航空機による医療搬送や物資輸送等が可能な拠点</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆広域防災拠点の設置を明記</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P166 第3編第1章第3節の3 広域避難計画></p> <p>1～2 -略-</p> <p>3 他の自治体への広域避難要請</p> <p>(1) 広域避難</p> <p>ア 県内の市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。</p> <p>イ 県は、県内の被災市町村から他県等への広域避難等の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。</p> <p>ウ 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。</p> <p>(2) 広域一時滞在</p> <p>ア -略-</p> <p>イ 県は、県内の被災市町村から他県等への広域一時滞在の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。また、被災市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、当該被災市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p>ウ～エ -略-</p> <p>オ 国は、沿岸市町及び当該市町を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。また、沿岸市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、被災市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1～2 -略-</p> <p>3 他の自治体への広域避難要請</p> <p>(1) 広域避難</p> <p>ア 県内の<u>市町村被災市町</u>は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町<u>社</u>の区域外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。</p> <p>イ 県は、県内の被災市町<u>社</u>から他県等への広域避難等の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。</p> <p>ウ 県は、<u>市町村被災市町</u>から求めがあった場合には、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。</p> <p>(2) 広域一時滞在</p> <p>ア -略-</p> <p>イ 県は、県内の被災市町から他県等への広域一時滞在の協議の要請があった場合、他県等と協議を行う。また、被災市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町<u>社</u>からの要求を待ついとまがないときは、当該被災市町<u>社</u>の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p>ウ～エ -略-</p> <p>オ 国は、沿岸市町及び<u>当該市町を包括する都道府</u>県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。また、沿岸市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、被災市町村の要求を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる<u>当該市町を包括する都道府</u>県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。</p> <p><u>カ 被災市町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に</u> <u>に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</u></p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P171 第3編第1章第4節 自衛隊災害派遣計画></p> <p>1 一略一</p> <p>2 自衛隊災害派遣計画フロー</p> <p>3～4 一略一</p>	<p>1 一略一</p> <p>2 自衛隊災害派遣計画フロー</p> <p>3～4 一略一</p>	<p>◆表記の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>5 県への連絡幹部の派遣</p> <p>(1) 自衛隊は、次の場合に、通信機器を携帯した連絡幹部を県へ派遣する。</p> <p>ア 県内で震度5強以上の地震が観測された場合、別命なく派遣する。</p> <p>イ 県内で震度5弱以下の地震が観測された場合は、必要に応じ派遣する。</p> <p>—略—</p>	<p>5 県への連絡幹部の派遣</p> <p>(1) 自衛隊は、次の場合に、通信機器を携帯した連絡幹部を県へ派遣する。</p> <p>ア 県内で震度5強以上の地震が観測された<u>を観測する地震が発生した</u>場合、別命なく派遣する。</p> <p>イ 県内で震度5弱以下の地震が観測された<u>を観測する地震が発生した</u>場合は、必要に応じ派遣する。</p> <p>—略—</p>	<p>◆表記の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p>
<p><P178 第3編第2章第1節 通信計画></p> <p>1～3 —略—</p> <p>4 災害発生時の通信連絡</p> <p>(1)～(2) —略—</p> <p>(3) 他機関の通信施設の利用</p> <p>ア 県、沿岸市町、消防機関、水防機関、山形地方气象台及び日本赤十字社山形県支部は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、水防法第27条又は災害救助法第28条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、沿岸市町、山形県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、酒田海上保安部、山形地方气象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。</p>	<p>1～3 —略—</p> <p>4 災害発生時の通信連絡</p> <p>(1)～(2) —略—</p> <p>(3) 他機関の通信施設の利用</p> <p>ア 県、沿岸市町、消防機関、水防機関、山形地方气象台及び日本赤十字社山形県支部は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基本法<u>第55条、第56条及び</u>第57条、水防法第27条又は災害救助法第28条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、沿岸市町、山形県警各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所、<u>酒田海上保安部第二管区海上保安本部</u>、山形地方气象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社山形支店の所有する通信設備を利用することができる。</p>	<p>◆表記の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等																																								
<p><P178 第3編第2章第2節 津波警報・地震情報等伝達計画></p> <p>1 一略一</p> <p>2 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 津波情報の種類と発表内容及び留意事項</p> <table border="1" data-bbox="133 493 1270 695"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波情報</td> <td>一略一</td> <td>一略一</td> <td>一略一</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 津波予報の内容</p> <table border="1" data-bbox="133 1144 1270 1493"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波予報</td> <td>一略一</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>一略一</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 津波警報・地震情報等伝達計画</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 酒田海上保安部</p> <p>酒田海上保安部は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、必要に応じ速やかに関係船舶代理店・漁協支所等海事関係者にFネット(NTT東日本公衆回線)で伝達するほか、巡視船艇により周知する。</p> <p>また、第二管区海上保安本部は、無線電話等により船舶に周知する。</p>		情報の種類	発表内容	留意事項	津波情報	一略一	一略一	一略一		発表基準	内 容	津波予報	一略一	一略一		0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	一略一		津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	一略一	<p>1 一略一</p> <p>2 津波警報等、地震・津波情報及び津波予報</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 津波情報の種類と発表内容及び留意事項</p> <table border="1" data-bbox="1332 493 2469 695"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> <th>留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波情報</td> <td>一略一</td> <td>一略一</td> <td>一略一</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <u>障害等により津波の観測ができなくなっている観測点については「欠測」と発表する。「欠測」と発表された観測点ではデータが入手できていないものの津波が襲来している可能性がある。</u> <p>(5) 津波予報の内容</p> <table border="1" data-bbox="1332 1144 2469 1493"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波予報</td> <td>一略一</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>一略一</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>一略一</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 津波警報・地震情報等伝達計画</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) <u>第二管区海上保安本部(酒田海上保安部)</u> <u>第二管区海上保安本部(酒田海上保安部)</u>は、伝達された津波警報等、地震・津波情報及び津波予報を、<u>必要に応じ速やかに</u>関係船舶代理店・漁協支所等海事関係者<u>及び船舶にFネット(NTT東日本公衆回線)で</u>伝達するほか、巡視船艇により周知する。 <u>また、第二管区海上保安本部は、無線電話等により船舶に周知する。</u></p>		情報の種類	発表内容	留意事項	津波情報	一略一	一略一	一略一		発表基準	内 容	津波予報	一略一	一略一		0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	一略一		津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	一略一	<p>◆令和7年7月から「欠測」の運用が開始されたため</p> <p>◆現在は、「津波に関するその他の情報」ではなく、「津波警報・注意報・予報」の電文に統一されているため</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p>
	情報の種類	発表内容	留意事項																																							
津波情報	一略一	一略一	一略一																																							
	発表基準	内 容																																								
津波予報	一略一	一略一																																								
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	一略一																																								
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	一略一																																								
	情報の種類	発表内容	留意事項																																							
津波情報	一略一	一略一	一略一																																							
	発表基準	内 容																																								
津波予報	一略一	一略一																																								
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	一略一																																								
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	一略一																																								

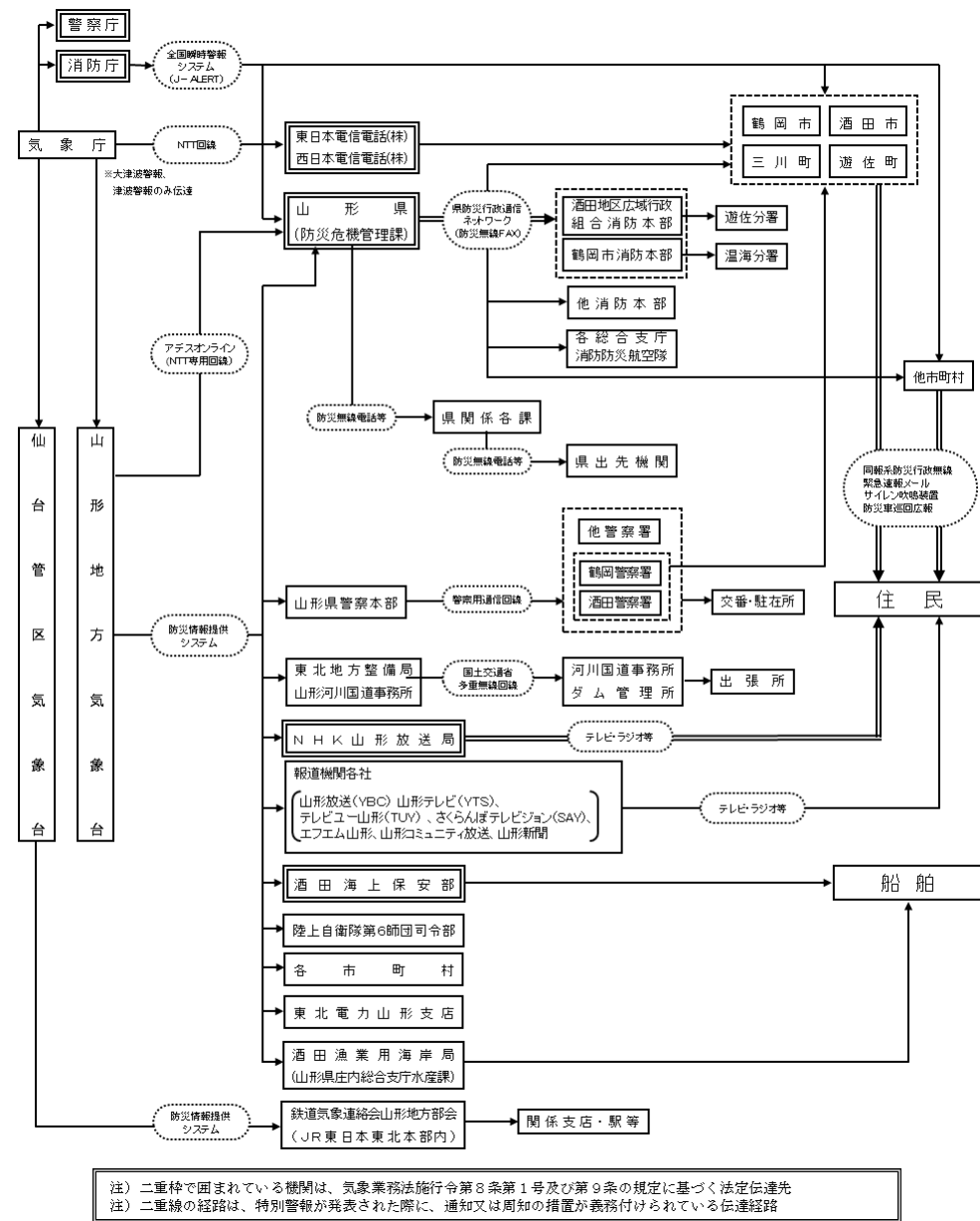
現 行 計 画 (R6.3月修正)

修 正 案

修正理由等

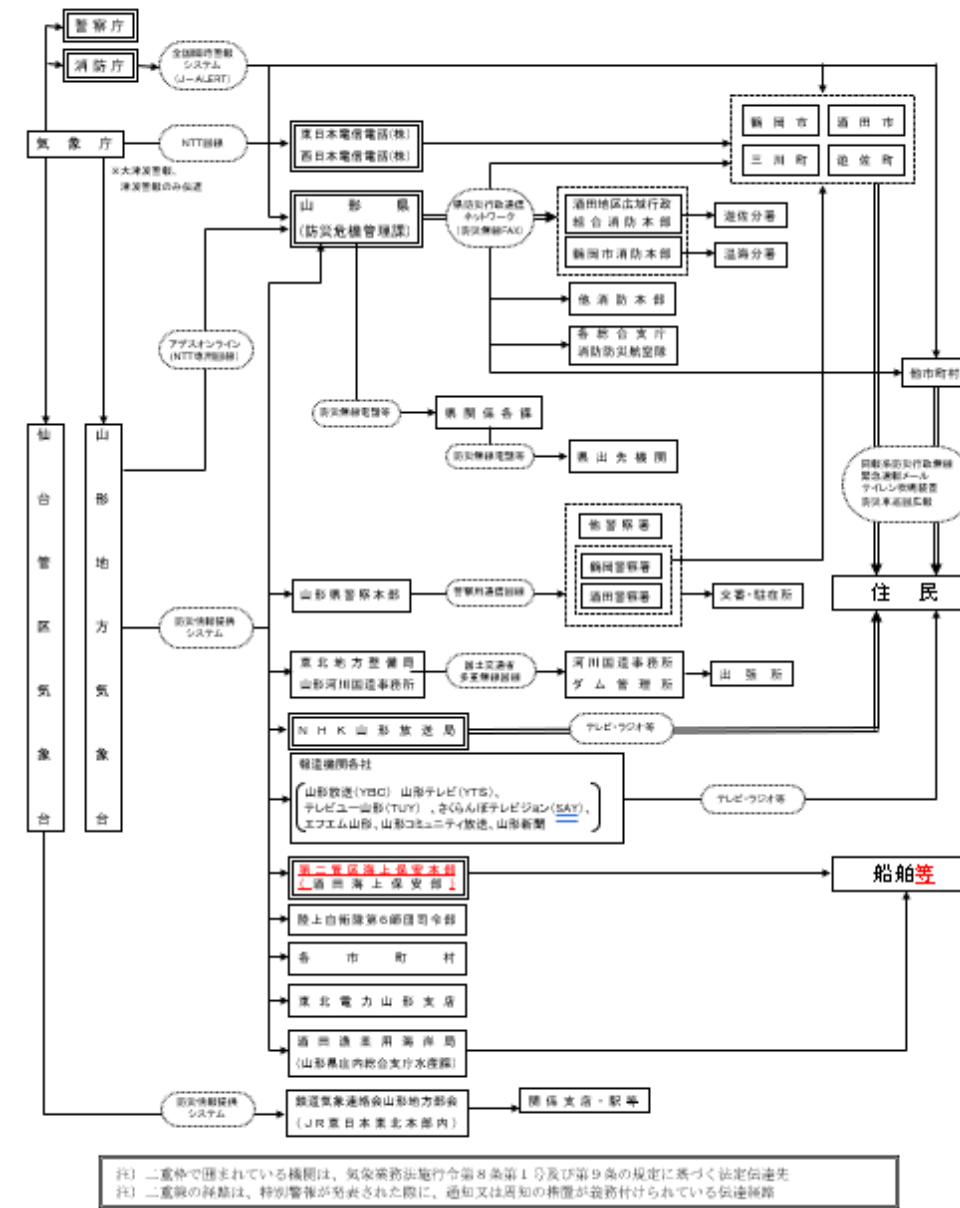
別図

津波警報、地震情報及び津波予報の伝達経路図



別図

津波警報、地震情報及び津波予報の伝達経路図



◆表記の適正化

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P189 第3編第2章第3節 災害情報の収集・伝達計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 被害状況等情報収集活動の概要</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 県</p> <p>ア 被災地の市町及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。情報の収集に当たっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努める。区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。</p> <p>(3) ー略ー</p> <p>(4) 酒田海上保安部</p> <p>必要に応じ巡視船艇、航空機及び無人航空機等により海域部及び沿岸部の被害調査にあたるとともに、関係機関等から情報の収集に努める。</p> <p>ー略ー</p> <p>4 ー略ー</p> <p>5 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 各機関における活動</p> <p>ア～ウ ー略ー</p> <p>エ 酒田海上保安部</p> <p>海上、沿岸部における被害状況及び応急対策実施状況等について、必要に応じ、本部（防災危機管理課）及び関係機関へ連絡する。また、海上における警戒区域を設定した場合は、直ちに最寄りの市町にその旨を通知するとともに、船舶等に対し無線電話等及び巡視船艇等により周知する。</p> <p>ー略ー</p> <p>6 防災情報システムの活用</p> <p>災害情報は防災情報システムを中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 被害状況等情報収集活動の概要</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 県</p> <p>ア 被災地の市町及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。情報の収集に当たっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努める <u>とともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。</u> 区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。</p> <p>(3) ー略ー</p> <p>(4) <u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u></p> <p>必要に応じ巡視船艇、航空機 <u>及び無人航空機等</u> により海域部及び沿岸部の被害調査にあたるとともに、関係機関等から情報の収集に努める。</p> <p>ー略ー</p> <p>4 ー略ー</p> <p>5 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 各機関における活動</p> <p>ア～ウ ー略ー</p> <p>エ <u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u></p> <p>海上、沿岸部における被害状況及び応急対策実施状況等について、<u>必要に応じ、</u>県本部（防災危機管理課）及び関係機関へ連絡する。また、海上における警戒区域を設定した場合は、直ちに最寄りの市町 <u>村</u> にその旨を通知するとともに、船舶等に対し <u>無線電話等及び巡視船艇等に</u> <u>より</u> 周知する。</p> <p>ー略ー</p> <p>6 防災情報システム <u>の</u>等を活用 <u>した情報の収集</u></p> <p>災害情報は防災情報システム <u>や新総合防災情報システム（SOBO-WEB）</u> を中心に収集するとともに、県からの情報伝達及び各端末保有機関の情報共有手段としてシステムを活用する。 <u>なお、防災情報システム等の利活用や操作習熟を図るため、平時から研修や訓練の実施に努める。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

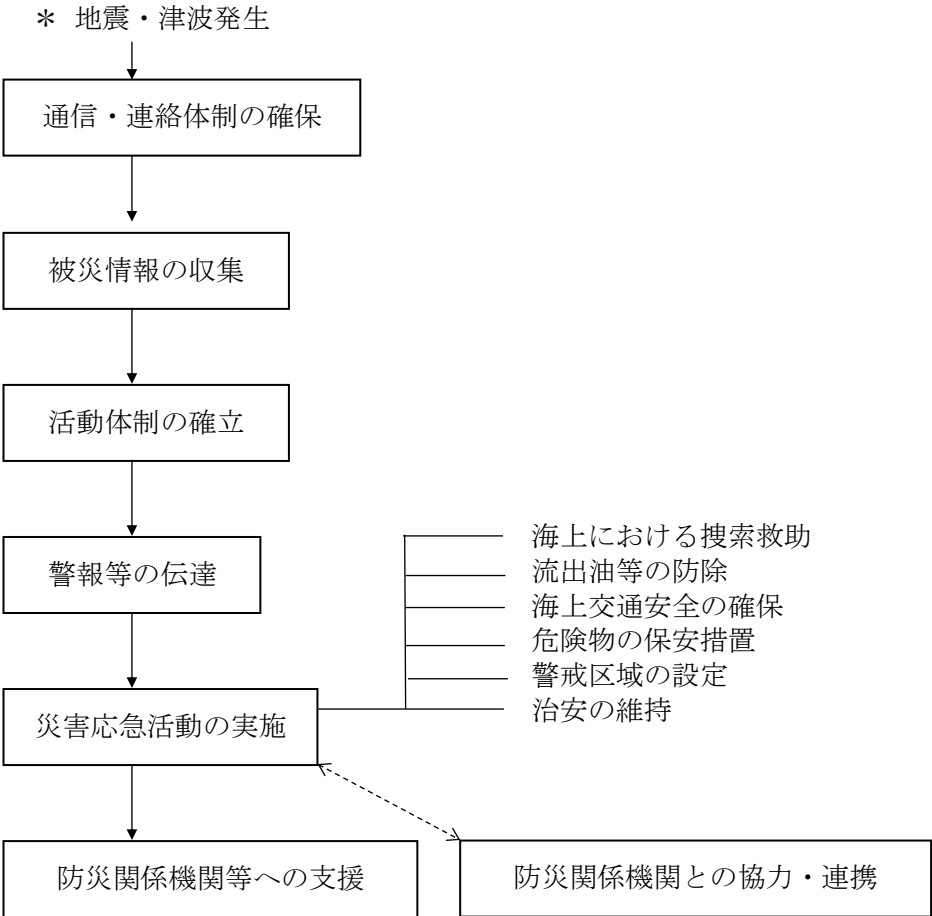
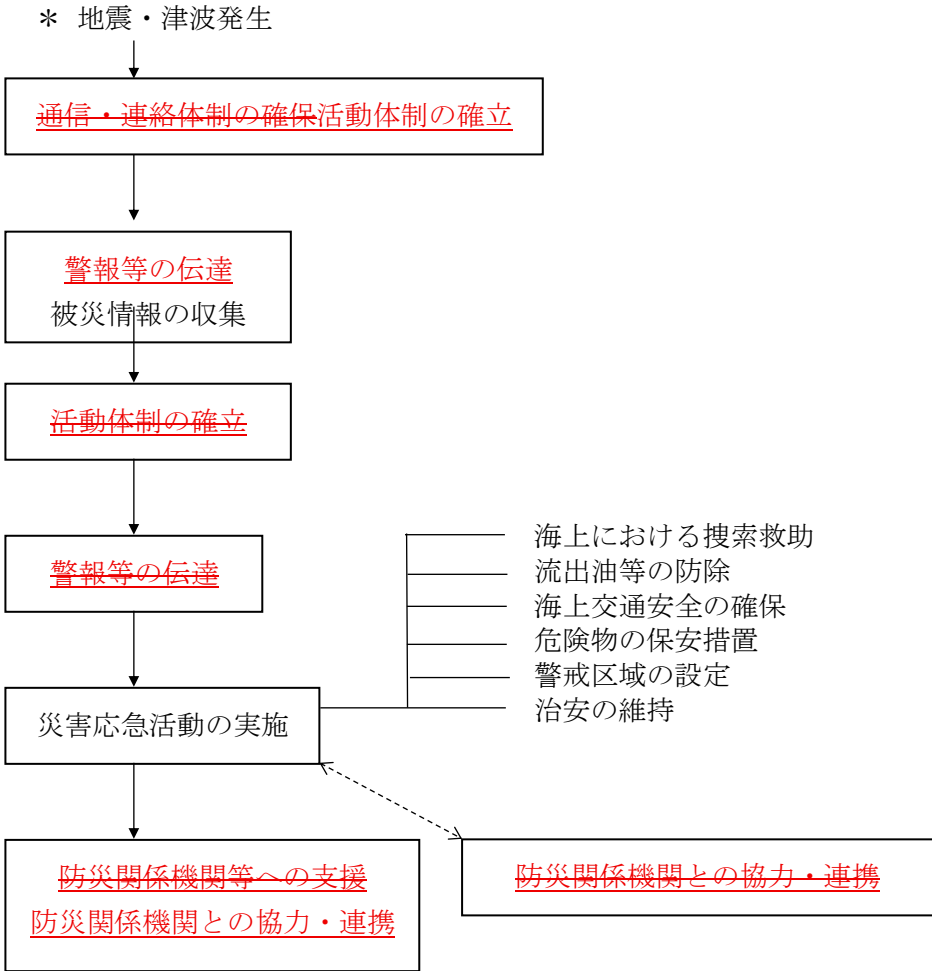
現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P197 第3編第2章第4節 広報計画> 1～3 ー略ー 4 広報活動における各機関の役割分担 (1)～(4) ー略ー (5) 警察 ア ー略ー イ 手段 (ア)～(ウ) ー略ー (エ) ファックスネットワーク (オ) ラジオ (カ) インターネットの活用（県警察ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等</p>	<p>1～3 ー略ー 4 広報活動における各機関の役割分担 (1)～(4) ー略ー (5) 警察 ア ー略ー イ 手段 (ア)～(ウ) ー略ー (エ) ファックスネットワーク (オ) ラジオ (カ) インターネットの活用（県警察ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等</p>	<p>ファックスネットワーク事業が廃止されたため</p>
<p><P207 第3編第3章 避難計画> 1～5 ー略ー 6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報の提供等 (1) 帰宅困難者に対する避難情報の提供等 ア 県、沿岸市町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。</p>	<p>1～5 ー略ー 6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報の提供等 (1) 帰宅困難者に対する避難情報の提供等 ア 県、沿岸市町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、<u>火山災害において降灰の影響がある場合を含め、一時滞在施設の確保等を推進するものとする。さらに、帰宅困難者に対し、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P208 第3編第4章 避難所運営計画></p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 避難所への受入れと必要な措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 開設初期に必要な措置</p> <p>ア 避難者数の把握</p> <p>沿岸市町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。</p> <p>イ 一略一</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ウ 物資等の調達</p> <p>エ 通信手段の確保</p> <p>オ 避難所以外で生活している被災者への配慮</p> <p>沿岸市町は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p>	<p>1～2 一略一</p> <p>3 避難所等への受入れと必要な措置</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、</u>災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 開設初期に必要な措置</p> <p>ア 避難者数の把握</p> <p>沿岸市町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。<u>なお、情報の把握にあたっては、避難所運営支援システムを活用するよう努める。</u></p> <p>イ 一略一</p> <p>ウ <u>生活環境の確保</u></p> <p>沿岸市町は、<u>避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</u></p> <p><u>ウエ</u> 物資等の調達</p> <p><u>エオ</u> 通信手段の確保</p> <p><u>オカ</u> 避難所以外で生活している被災者への<u>配慮支援</u></p> <p><u>沿岸市町は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u></p> <p><u>沿岸市町及び県は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u></p> <p><u>また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供等の支援を行い、被災者支援に係る情報</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆令和6年7月25日からの大雨による災害を踏まえた修正</p> <p>◆令和6年7月25日からの大雨による災害を踏まえた修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>4 一略一</p> <p>5 避難後の状況の変化に応じた措置</p> <p>(1) 避難者が増え続ける場合</p> <p>沿岸市町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入れ人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。</p> <p>また、当該沿岸市町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を当該沿岸市町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の沿岸市町に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。</p> <p>6 避難所運営に係る留意点</p> <p>(1) 沿岸市町等のとるべき措置</p> <p>ア～イ 一略一</p> <p>ウ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。また、県は、市町村を積極的に支援するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救援を図る。</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>オ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(ア) 一略一</p>	<p><u>を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p>4 一略一</p> <p>5 避難後の状況の変化に応じた措置</p> <p>(1) 避難者が増え続ける場合</p> <p>沿岸市町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入れ人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。</p> <p>また、当該沿岸市町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を当該沿岸市町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の<u>沿岸市町村</u>に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。</p> <p>6 避難所運営に係る留意点</p> <p>(1) 沿岸市町等のとるべき措置</p> <p>ア～イ 一略一</p> <p>ウ 被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>エ 住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって<u>次の点に留意し、生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスの取れた安全な適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めること、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。</u>特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。また、県は、<u>沿岸市町村</u>を積極的に支援するとともに、必要に応じて自らが避難者の保護・救援を図る。</p> <p>そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>オ 指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(ア) 一略一</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆令和6年7月25日からの大雨による災害を踏まえた修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>(イ) 衛生、給食及び給水等対策 a～b 一略一 c 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。</p> <p>d 一略一</p> <p>(ウ)～(エ) 一略一</p> <p>(オ) 避難所運営への女性の参画促進 市町村は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</p> <p>(カ) 男女のニーズの違いに配慮 沿岸市町は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。 特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</p> <p>カ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</p>	<p>(イ) 衛生、給食及び給水等対策 a～b 一略一 c 配食等にあたっては、管理栄養士の関与に努める。<u>等が関与し、栄養バランスの取れた安全な適温の食事となるよう努めるものとする。</u></p> <p>d 一略一</p> <p>(ウ)～(エ) 一略一</p> <p>(オ) 避難所運営への女性の参画促進 <u>沿岸市町村は、指定避難所等の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、子ども・若者の居場所の確保に努める。</u></p> <p>(カ) 男女のニーズの違いに等への<u>に等への</u>配慮 沿岸市町は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。 特に、女性専用の<u>の</u>物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所等</u>における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>子ども・若者</u>のニーズに配慮した<u>指定避難所等</u>の運営管理に努める。 <u>沿岸市町村は、指定避難所等における女性や子ども子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>カ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、<u>炊き出し等の配食においては、使用食材の掲示等を行い、アレルギーを有する者がアレルギーの有無を判断できるよう配慮する。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆大規模災害であるほど、アレルギーを有する者の把握が困難になるため、アレルギーを有する者やその保護者が食料を選択できる必要があるため。</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P215 第3編第5章 災害警備計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 災害警備体制の確立</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 災害警備本部等の設置</p> <p>県警察は、災害時には、警備体制の種別等に応じて、警察本部、警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備対策本部（警察本部に限る）、災害警備準備本部（警察本部に限る）、災害警備連絡室を設置する。</p> <p>4 災害警備活動の実施</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 救出救助活動等</p> <p>ア～エ ー略ー</p> <p>オ 感染症対策</p> <p>県警察は、救出救助活動等に際し、マスク着用等による感染症対策を徹底する。</p> <p>(3)～(8) ー略ー</p> <p>(9) 被災者等への情報伝達活動</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 相談活動の実施</p> <p>県警察は、行方不明者多数が想定される大規模災害発生時には、警察本部に行方不明者相談ダイヤルを設置するとともに、県警ホームページ上に行方不明者相談サイトを開設する。</p> <p>また、市町村で把握している避難者情報等を活用して安否確認を行う必要がある場合には、行方不明者に関する相談について市町村との情報共有を図る。</p> <p>さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進する。</p> <p>ウ 多様な手段による情報伝達</p> <p>県警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、ラジオ、ミニ広報紙、インターネット等を活用し、あるいは自主防犯組織等を通じる等して幅広く伝達する。</p> <p>また、警察署、交番等のファックスを利用して地域の各種施設等への情報を伝達するファックスネットワークを活用する。</p> <p>(10)～(11) ー略ー</p> <p>(12) 関係機関等との相互連携</p> <p>ア～ウ ー略ー</p> <p>エ 酒田海上保安部</p> <p>ー略ー</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 災害警備体制の確立</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 災害警備本部等の設置</p> <p>県警察は、災害時には、警備体制の種別等に応じて、警察本部、警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備対策本部（警察本部に限る）、災害警備準備本部（警察本部に限る）、災害警備連絡室を設置する。</p> <p>4 災害警備活動の実施</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 救出救助活動等</p> <p>ア～エ ー略ー</p> <p>オ 感染症対策</p> <p>県警察は、救出救助活動等に際し、<u>マスク着用等による</u>感染症対策を徹底する。</p> <p>(3)～(8) ー略ー</p> <p>(9) 被災者等への情報伝達活動</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 相談活動の実施</p> <p>県警察は、行方不明者多数が想定される大規模災害発生時には、警察本部に行方不明者相談ダイヤルを設置するとともに、県警ホームページ上に行方不明者相談サイトを開設する。</p> <p><u>また、</u>市町村で把握している避難者情報等を活用して安否確認を行う必要がある場合には、行方不明者に関する相談について市町村との情報共有を図る。</p> <p>さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進する。</p> <p>ウ 多様な手段による情報伝達</p> <p>県警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板や拡声器、ラジオ、ミニ広報紙、インターネット等を活用し、あるいは自主防犯組織等を通じる等して幅広く伝達する。</p> <p>また、警察署、交番等のファックスを利用して地域の各種施設等への情報を伝達するファックスネットワークを活用する。</p> <p>(10)～(11) ー略ー</p> <p>(12) 関係機関等との相互連携</p> <p>ア～ウ ー略ー</p> <p>エ <u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u></p> <p>ー略ー</p>	<p>◆山形県警察災害警備実施計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆災害発生時の混乱期における行方不明相談は、民間の災害伝言ダイヤルや安否確認サービスの方が迅速な対応が図られており、警察庁からも設置を求められていないため</p> <p>◆ファックスネットワーク事業が廃止されたため</p> <p>◆表記の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P219 第3編第6章 海上災害応急計画></p> <p>1 計画の概要 大規模な地震・津波により発生が予想される多数の人身事故及び船舶海難、大量の油又は有害液体物質等の流出並びに沿岸又は海上における火災等の海上災害に、迅速かつ的確に対応するために、酒田海上保安部が防災関係機関と連携・協力して実施する災害応急対策について定める。</p> <p>2 海上災害応急計画フロー</p>  <p>3 通信・連絡体制の確保 酒田海上保安部は、必要に応じ、巡視船艇を含めた応急通信系設備を確保するとともに、県、沿岸市町、県警察及び消防機関等に職員を派遣し、連絡体制の確保に努める。</p> <p>5 活動体制の確立 酒田海上保安部は、必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等活動体制を確立する。また、災害応急対策に必要な資機材を確保する。 被害の規模により必要と認められる場合は、第二管区海上保安本部に対して巡視船艇、航空機等の派遣を要請する。</p>	<p>1 計画の概要 大規模な地震・津波により発生が予想される多数の人身事故及び船舶海難、大量の油又は有害液体物質等の流出並びに沿岸又は海上における火災等の海上災害に、迅速かつ的確に対応するために、<u>酒田海上保安部海上保安庁</u>が防災関係機関と連携・協力して実施する災害応急対策について定める。</p> <p>2 海上災害応急計画フロー</p>  <p>3 通信・連絡体制の確保 酒田海上保安部は、必要に応じ、巡視船艇を含めた応急通信系設備を確保するとともに、県、沿岸市町、県警察及び消防機関等に職員を派遣し、連絡体制の確保に努める。</p> <p>5-3 活動体制の確立 <u>第二管区海上保安本部 (酒田海上保安部)</u> は、必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等活動体制を確立する。また、災害応急対策に必要な資機材を確保する。 <u>被害の規模により必要と認められる場合は、第二管区海上保安本部に対して巡視船艇、航空機等の派遣を要請する。</u></p>	<p>◆表記の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>6 警報等の伝達</p> <p>酒田海上保安部は、必要に応じ、次により津波警報等の伝達を行う。</p> <p>(1) 津波警報等の通知を受けたときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知するとともに、海事関係者にも周知する。</p> <p>(2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知したとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、水路通報により船舶等に対し周知する。</p> <p>(3) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれがある事態の発生を覚知したときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回を行う等により、船舶等に対し周知する。</p> <p>4 被災情報の収集</p> <p>酒田海上保安部は、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき、津波警報等が発表されたとき、その他必要と認めるときは、巡視船艇、航空機等を活用し、関係機関等と密接な連絡をとりながら、次の事項に関し積極的な情報収集活動を実施する。また、収集した情報は、本部（災害対策本部が未設置のときは防災危機管理課）及び関係機関へ通報する。</p> <p>(1) 海上及び沿岸部における被災状況</p> <p>ア 被災地周辺における船舶交通及び漂流物等の状況</p> <p>イ 船舶、海洋施設、港湾施設及び石油コンビナート等の被災状況</p> <p>ウ 流出油等の状況</p> <p>エ 水路及び航路標識の異状の有無</p> <p>オ 港湾等における避難者の状況</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>(3) 震源地付近海域における海底地形変動等の状況</p> <p>7 災害応急活動の実施</p> <p>酒田海上保安部は、次に掲げる災害応急対策活動を行う。</p> <p>(1) 海上における捜索救助</p> <p>ア 船舶の海難や人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により捜索救助を行う。</p> <p>イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。</p> <p>ウ 危険物が海上に排出されたときは、その周辺海域を厳重に警戒し、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示等を行う。</p> <p>エ 救助・捜索活動に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。</p> <p>(2) 流出油等の防除等</p> <p>ア 大量の油等が流出(沿岸に漂着した油等を含む)したときは、防除措置を講ずべき者が行う作</p>	<p>6-4 警報等の伝達</p> <p><u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）は、必要に応じ、次により津波警報等航行警報、海上安全情報及び巡視船艇等により、船舶及び海事関係者に対して次の情報の伝達を行う。</u></p> <p>(1) <u>津波警報等の通知を受けたときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知するとともに、海事関係者にも周知する発表事実。</u></p> <p>(2) 航路障害物の<u>発生存在</u>、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を<u>覚知したとき</u>又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を<u>講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、水路通報により船舶等に対し周知する。</u></p> <p>(3) 大量の油の流出等によ<u>り</u>、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれがある事態の発生を<u>覚知したときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回を行う等により、船舶等に対し周知する。</u></p> <p>4-5 被災情報の収集</p> <p><u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）は、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき、津波警報等が発表されたとき、その他必要と認めるときは、巡視船艇、航空機等を活用しにより、関係機関等と密接な連絡をとりながら、次の事項に関し積極的な情報収集活動を実施する。また、収集した情報は、本部（災害対策本部が未設置のときは防災危機管理課）及び関係機関へ通報する。</u></p> <p>(1) 海上及び沿岸部における被災状況</p> <p>ア <u>被災地周辺における船舶交通及び漂流物等の船舶障害物の状況</u></p> <p>イ 船舶、海洋施設、港湾施設及び石油コンビナート等の被災状況</p> <p>ウ 流出油等の状況</p> <p>エ 水路及び航路標識の<u>異状の有無状況</u></p> <p>オ 港湾等における避難者の状況</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>(3) 震源地付近海域における海底地形変動等の状況</p> <p>7-6 災害応急活動の実施</p> <p><u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）は、次に掲げる災害応急対策活動を行う。</u></p> <p>(1) <u>海上における捜索救助等</u></p> <p>ア 船舶の海難や人身事故等海上災害が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により捜索救助を行う。</p> <p>イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。</p> <p>ウ 危険物が海上に排出されたときは、その周辺海域を厳重に警戒し、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難指示等を行う。</p> <p>エ 救助・捜索活動に当たっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。</p> <p>(2) 流出油等の防除等</p> <p>ア 大量の油等が流出(沿岸に漂着した油等を含む)したときは、防除措置を講ずべき者が行う</p>	<p>◆表記の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>業を効果的なものとするため、巡視船艇や航空機等により、流出油等の状況及び防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業分担や作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。</p> <p>イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。</p> <p>ウ 防除措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により応急防除措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。</p> <p>エ 関係機関及び事業所等が実施すべき流出油等の防除措置は次のとおりである。</p> <p>(ア) 防除対策推進のための組織体制整備</p> <p>(イ) オイルフェンス、吸着材及び処理剤等の油防除資材の調達</p> <p>(ウ) 防除作業の実施、援助及び協力</p> <p>(3) 海上交通安全の確保</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。</p> <p>エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況及び関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要な情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。</p> <p>ー略ー</p> <p>(4) 危険物の保安措置</p> <p>ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。</p> <p>イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。</p> <p>ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。</p> <p>(5) 警戒区域の設定</p> <p>人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第63条第1項及び第2項に基づいて警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。また、警戒区域を設定したときは、最寄りの市町長にその旨通知を行う。</p> <p>(6) 治安の維持</p> <p>ア 情報収集に努めるとともに、必要に応じ、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う</p> <p>ー略ー</p> <p>8 防災関係機関等への支援</p> <p>(1) 防災関係機関への支援</p> <p>酒田海上保安部は、負傷者、避難者、救急・救助要員及び医師等の人員並びに必要な資機材、飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について、防災関係機関等から要請があったとき、又は必要と認めるときは、巡視船艇又は航空機等により緊急輸送を行う。</p>	<p>作業を効果的なものとするため、巡視船艇や航空機等により、流出油等の状況及び防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業分担や作業方法等防除作業の実施に必要な<u>次</u>の事項について指導を行う。</p> <p>イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。</p> <p>ウ 防除措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により応急防除措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。</p> <p>エ 関係機関及び事業所等が実施すべき流出油等の防除措置は次のとおりである。</p> <p><u>(ア) 防除対策推進のための組織体制整備</u></p> <p><u>(イ) オイルフェンス、吸着材及び処理剤等の油防除資材の調達</u></p> <p><u>(ウ) 防除作業の実施、援助及び協力</u></p> <p>(3) 海上交通安全の確保</p> <p>ア～イ ー略ー</p> <p>ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。</p> <p>エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況及び関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要な<u>情報について、無線等を通じ船舶への</u>情報提供を行う。</p> <p>ー略ー</p> <p>(4) 危険物の保安措置</p> <p>ア 危険物積載船舶に<u>ついては対する</u>、必要に応じて<u>た移動を命じ、又はの命令若しくは</u>航行の制限<u>若しくは</u>又は禁止を行う。</p> <p>イ 危険物荷役中の船舶に<u>ついては対する</u>、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。</p> <p>ウ 危険物施設に<u>ついては対する</u>、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。</p> <p>(5) 警戒区域の設定</p> <p>人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第63条<u>第1項及び</u>第2項に基づいて警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。また、警戒区域を設定したときは、<u>最寄り該当</u>の市町長にその旨通知を行う。</p> <p>(6) 治安の維持</p> <p>ア <u>情報収集に努めるとともに、</u>必要に応じ、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りを行う</p> <p>ー略ー</p> <p>8 防災関係機関等への支援</p> <p>(1) 防災関係機関への支援</p> <p>酒田海上保安部は、負傷者、避難者、救急・救助要員及び医師等の人員並びに必要な資機材、飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について、防災関係機関等から要請があったとき、又は必要と認めるときは、巡視船艇又は航空機等により緊急輸送を行う。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>また、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲で、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等を支援するほか、医療活動の場所又は災害応急対策従事者に対する宿泊場所として、巡視船の提供等を行う。</p> <p>(2) 被災者への物資の無償貸付又は譲与</p> <p>物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して、次の海上災害救助用物品を無償で貸付け又は譲与する。</p> <p>ア 無償貸付物品</p> <p>被服、寝具、修理工具、曳航器具及び海上災害救助のため特に必要なその他の生活必需品並びに機械器具</p> <p>イ 譲与物品</p> <p>食料、飲料水、ちゅう暖房用及び灯火用燃料、医薬品、衛生材料並びにその他の救じゅつ品（消耗品に限る。）</p> <p>9 防災関係機関との協力・連携</p> <p>酒田海上保安部、県・市町、県警察、消防機関及び自衛隊等は連携を密にして相互に協力し、災害応急対策を効果的に実施する。</p> <p>(1) 県・沿岸市町</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 港湾及び漁港の管理者は、酒田海上保安部等関係機関と協力し、港湾区及び漁港区域内での流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。</p> <p>ウ 緊急海上輸送等の支援を必要とする場合は、速かに酒田海上保安部に要請する。</p>	<p>また、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲で、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等を支援するほか、医療活動の場所又は災害応急対策従事者に対する宿泊場所として、巡視船の提供等を行う。</p> <p>(2) 被災者への物資の無償貸付又は譲与</p> <p>物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、被災者に対して、次の海上災害救助用物品を無償で貸付け又は譲与する。</p> <p>ア 無償貸付物品</p> <p>被服、寝具、修理工具、曳航器具及び海上災害救助のため特に必要なその他の生活必需品並びに機械器具</p> <p>イ 譲与物品</p> <p>食料、飲料水、ちゅう暖房用及び灯火用燃料、医薬品、衛生材料並びにその他の救じゅつ品（消耗品に限る。）</p> <p>9.7 防災関係機関との協力・連携</p> <p>酒田海上保安部、県・市町、県警察、消防機関及び自衛隊等は、<u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u>連携を密にして相互に協力し、災害応急対策を効果的に実施する。</p> <p>(1) 県・沿岸市町</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 港湾及び漁港の管理者は、<u>酒田海上保安部等</u>関係機関と協力し、港湾区及び漁港区域内での流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。</p> <p>ウ 緊急海上輸送等の支援を必要とする場合は、速かに<u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u>に要請する。</p>	<p>◆表記の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P224 第3編第7章 救助・救急計画></p> <p>1 計画の概要 大規模な地震・津波による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、沿岸市町、消防機関、県、県警察、酒田海上保安部及び医療機関等が連携して行う救急・救助活動について定める。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 要救助者の通報・捜索</p> <p>(1) 要救助者の通報 被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手及び船舶による航行者は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防機関、県警察又は酒田海上保安部等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。 防災関係機関の職員は、災害対策本部等の担当部署に参集する等の場合は、できる限り被災者の発生状況を把握し、消防機関及び県警察に連絡する。</p> <p>(2) 要救助者の捜索 消防機関、県警察等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の要救助者を捜索する。 酒田海上保安部は、船舶の海難や要救助者等が発生した場合は、巡視船艇、航空機により捜索を行う。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて県災害対策本部（本部が未設置のときは県防災危機管理課）と調整する。</p> <p>4 救助体制の確立</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 応援要請 ア～イ 一略一 ウ 酒田海上保安部への要請 知事、市町村長、消防関係の一部事務組合の長は、海上で救助・救急活動等の必要があるときは、酒田海上保安部に対して、負傷者、救助・救急要員、医師等の人員及び緊急に必要とする物資等の緊急輸送や救助・救急活動等の支援を要請する。</p> <p>(4)～(5) 一略一</p> <p>(6) 職員の健康管理 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>5 救助活動の実施</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 救助活動の実施 ア 一略一 イ 酒田海上保安部は、関係機関等と協力し、船艇や航空機等により速やかに捜索・救助を行う。また、関係機関及び地方公共団体から、陸上における救助・救急活動等について支援要請があ</p>	<p>1 計画の概要 大規模な地震・津波による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、沿岸市町、消防機関、県、県警察、<u>酒田海上保安部海上保安庁</u>及び医療機関等が連携して行う救急・救助活動について定める。</p> <p>2 一略一</p> <p>3 要救助者の通報・捜索</p> <p>(1) 要救助者の通報 被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手及び船舶による航行者は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防機関、県警察又は<u>酒田海上保安部海上保安庁</u>等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に生理め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。 防災関係機関の職員は、災害対策本部等の担当部署に参集する等の場合は、できる限り被災者の発生状況を把握し、消防機関及び県警察に連絡する。</p> <p>(2) 要救助者の捜索 消防機関、県警察等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の要救助者を捜索する。 <u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u>は、船舶の海難や要救助者等が発生した場合は、巡視船艇、航空機により捜索を行う。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて県災害対策本部（本部が未設置のときは県防災危機管理課）と<u>他の防災関係機関との合同捜索の実施</u>を調整する。</p> <p>4 救助体制の確立</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 応援要請 ア～イ 一略一 ウ <u>酒田海上保安部海上保安庁</u>への要請 知事、市町村長、消防関係の一部事務組合の長は、海上で救助・救急活動等の必要があるときは、<u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u>に対して、負傷者、救助・救急要員、医師等の人員及び緊急に必要とする物資等の緊急輸送や救助・救急活動等の支援を要請する。</p> <p>(1)～(5) 一略一</p> <p>(6) 職員の健康管理 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の健康管理<u>やマスク着用</u>等を徹底する。</p> <p>5 救助活動の実施</p> <p>(1)～(2) 一略一</p> <p>(3) 救助活動の実施 ア 一略一 イ <u>第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）</u>は、関係機関等と協力し、船艇や航空機等により速やかに捜索・救助を行う。また、関係機関及び地方公共団体から、陸上における救助・救急</p>	<p>◆表記の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆表現の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆表記の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>った場合は、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において支援するとともに、船舶による負傷者の搬送や医療活動場所の提供を行う。</p> <p>－略－</p> <p>6 負傷者等の搬送</p> <p>(1) －略－</p> <p>(2) 搬送における留意点</p> <p>消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。</p> <p>また、酒田海上保安部の巡視船艇等が海上で収容した負傷者については、原則として収容した沿岸市町の消防機関に港湾で引き継ぐ。</p>	<p>活動等について支援要請があった場合は、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において支援するとともに、船舶による負傷者の搬送や医療活動場所の提供を行う。</p> <p>－略－</p> <p>6 負傷者等の搬送</p> <p>(1) －略－</p> <p>(2) 搬送における留意点</p> <p>消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。</p> <p>また、<u>酒田海上保安部海上保安庁</u>の巡視船艇等が海上で収容した負傷者については、原則として収容した沿岸市町の消防機関に港湾で引き継ぐ。</p>	<p>◆表記の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P232 第3編第8章 医療救護計画></p> <p>5 医療救護活動の実施及び調整</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>ア 被災地への医療救護班の派遣要請及び調整は、被災市町の要請を受けて、原則として県の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが一元的に行う。</p> <p>県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、派遣元となる医療機関、関係団体・機関に医師、歯科医師及び看護師等の派遣を要請する。この際、必要に応じて保健師、管理栄養士及び精神科医の派遣を要請する。</p> <p>なお、医療救護班は、原則として沿岸市町が設置する医療救護所で活動するものとする。</p> <p>イ ー略ー</p> <p>ウ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMATの活動終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から派遣される医療チーム等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。</p> <p>なお、その際、県の災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを中心に調整を行い、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することなく、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。</p>	<p>5 医療救護活動の実施及び調整</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>ア 被災地への医療救護班の派遣要請及び調整は、被災市町の要請を受けて、原則として県の災害医療コーディネーター、<u>及び災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>が一元的に行う。</p> <p>県は、あらかじめ締結された協定等に基づき、派遣元となる医療機関、関係団体・機関に医師、歯科医師、<u>薬剤師</u>及び看護師等の派遣を要請する。この際、必要に応じて保健師、管理栄養士及び精神科医の派遣を要請する。</p> <p>なお、医療救護班は、原則として沿岸市町が設置する医療救護所で活動するものとする。</p> <p>イ ー略ー</p> <p>ウ 県は、<u>DMATによる活動と並行して、また、DMATの活動終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、民間医療機関等から派遣される医療チーム等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。</u></p> <p><u>なお、その際、県の災害医療コーディネーター、及び災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターを中心に調整を行い、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することなく、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。保健医療福祉調整本部及び地域保健医療福祉調整本部を設置し、指揮系統を確立する。それぞれの本部において、各種コーディネーター、リエゾン、DHEAT等が協働し被災地域の保健医療福祉に係るニーズに対応するための方策を立案するとともに、それらの対応や種々の情報伝達が途切れないよう、人的資源の調整を行う。医療救護の初動の中心はDMATであるが、それらの活動と並行して、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、国立大学病院、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、民間医療機関等から派遣される医療チーム等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆記載の適正化</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆県庁に保健医療福祉調整本部、保健所に地域保健医療福祉調整本部が設置される旨の記載を追加</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P234 第3編第9章 <u>(新設)</u>> <u>(新設)</u></p>	<p><P234 第3編第9章 <u>福祉活動計画</u>></p> <p><u>1 計画の概要</u> 大規模災害発生時に避難所等において、高齢者、障がい児・者、女性・妊産婦、子どもなどの要配慮者に対して、福祉ニーズの把握やスクリーニング、相談対応や介護を要する者への応急的な支援等を行う福祉活動について定める。</p> <p><u>2 福祉活動計画フロー</u></p> <p style="text-align: center;"> 避難生活の開始 ↓ 福祉ニーズに関する状況の把握 ↓ 福祉活動（山形DWA Tの派遣等）の実施 </p> <p><u>3 県による総合調整</u> 県は、必要に応じ、被災地における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努める。</p> <p><u>4 福祉ニーズに関する状況の把握</u> 県は、市町村等から、被災地における福祉ニーズの情報収集を行う。 また、被災地に先遣隊を派遣することにより、能動的に福祉ニーズの把握に努める。</p> <p><u>5 福祉活動の実施</u></p> <p>(1) <u>チームの編成</u> 県（山形県災害福祉支援ネットワーク協議会）は、被災市町等からの派遣要請を受け、山形県災害派遣福祉チーム（山形DWA T）のチームの編成にあたって、協力団体等に対してチーム員の派遣を要請する。 協力団体等からの派遣可否の報告を基に、チームの編成を行う。</p> <p>(2) <u>チームの派遣</u> 編成したチームを被災地の避難所等へ派遣する。なお、必要に応じて、活動期間を延長する。</p> <p>(3) <u>活動内容</u> 避難所等において次の活動を行うこととする。 ア <u>避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング</u> イ <u>要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援</u> ウ <u>その他（避難所等における福祉的な課題への対応等）</u></p> <p><u>6 国等への支援要請</u> 県は、被災地における福祉支援体制を確保するため、必要な場合は、国（厚生労働省）又は他の都道府県等に対し協力要請を行う。</p>	<p>◆令和6年7月25日からの大雨による災害を踏まえた修正 ◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>第9章 遺体対策計画</p> <p>第10章 交通輸送関係</p> <p>第11章 各種施設災害応急対策関係</p> <p>第12章 農林水産業災害応急計画</p> <p>第13章 生活支援関係</p> <p>第14章 文教施設における災害応急計画</p> <p>第15章 要配慮者の応急対策計画</p> <p>第16章 応急住宅対策計画</p> <p>第17章 災害救助法の適用に関する計画</p> <p>第18章 自発的支援の受入計画</p>	<p>第910章 遺体対策計画</p> <p>第1011章 交通輸送関係</p> <p>第1112章 各種施設災害応急対策関係</p> <p>第1213章 農林水産業災害応急計画</p> <p>第1314章 生活支援関係</p> <p>第1415章 文教施設における災害応急計画</p> <p>第1516章 要配慮者の応急対策計画</p> <p>第1617章 応急住宅対策計画</p> <p>第1718章 災害救助法の適用に関する計画</p> <p>第1819章 自発的支援の受入計画</p>	
<p><P234 第3編第9章 遺体対策計画></p> <p>1～2 -略-</p> <p>3 遺体等の搜索</p> <p>(1) 沿岸市町は、県警察、酒田海上保安部及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。</p> <p>-略-</p> <p>4 遺体の処置等</p> <p>(1)～(2) -略-</p> <p>(3) 身元不明遺体の処理</p> <p>ア -略-</p> <p>イ 県警察又は酒田海上保安部は、DNA型鑑定資料や指紋等の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。</p> <p>-略-</p>	<p>1～2 -略-</p> <p>3 遺体等の搜索</p> <p>(1) 沿岸市町は、県警察、<u>第二管区海上保安本部</u>（酒田海上保安部）及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。</p> <p>-略-</p> <p>4 遺体の処置等</p> <p>(1)～(2) -略-</p> <p>(3) 身元不明遺体の処理</p> <p>ア -略-</p> <p>イ 県警察又は<u>第二管区海上保安本部</u>（酒田海上保安部）は、DNA型鑑定資料や指紋等の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力してその身元確認を行う。</p> <p>-略-</p>	<p>◆表記の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P239 第3編第10章第1節 輸送計画></p> <p>1 一略一</p> <p>2 輸送計画フロー</p> <p style="text-align: center;">* 地震・津波発生</p> <p>3～5 一略一</p> <p>6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) 酒田海上保安部</p> <p>ア 酒田海上保安部は、必要に応じ又は県等からの要請に基づき、巡視船艇による海上緊急輸送を行う。</p> <p>イ 酒田海上保安部は、第二管区海上保安本部に対し、巡視船艇又は航空機等の派遣要請を行い、広域応援体制による輸送力の確保に努める。</p> <p>(5)～(7) 一略一</p> <p>(8) 輸送関係機関</p> <p>ア 一般社団法人山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会、一般社団法人山形県バス協会</p> <p>一般社団法人山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会及び一般社団法人山形県バス協会は、加入会社の車両台数の実態を把握しておき、県の要請があった場合は、被災者移送等のため、乗用及び乗合自動車等の供給に協力する。</p>	<p>1 一略一</p> <p>2 輸送計画フロー</p> <p style="text-align: center;">* 地震・津波発生</p> <p>3～5 一略一</p> <p>6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) <u>第二管区海上保安本部 (酒田海上保安部)</u></p> <p>子 酒田海上保安部は、必要に応じ又は県等からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機による海上緊急輸送を行う。</p> <p>イ 酒田海上保安部は、第二管区海上保安本部に対し、巡視船艇又は航空機等の派遣要請を行い、広域応援体制による輸送力の確保に努める。</p> <p>(5)～(7) 一略一</p> <p>(8) 輸送関係機関</p> <p>ア 一般社団法人山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会、一般社団法人山形県バス協会</p> <p>一般社団法人山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会及び一般社団法人山形県バス協会は、加入会社の車両台数の実態を把握しておき、県の要請があった場合は、被災者移送等のため、乗用及び乗合自動車等の供給に協力する。</p>	<p>◆表記の適正化</p> <p>◆表記の適正化</p> <p>◆協会の解散</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P244 第3編第10章第2節 道路交通計画> 1～10 一略一 <u>(新設)</u></p>	<p>1～10 一略一 <u>11 交通マネジメント</u> <u>東北地方整備局は、大規模災害発生時に「災害時交通マネジメント検討会」を組織し、復旧活動、経済活動及び日常生活への影響を最小限に留めるため、応急復旧時の渋滞緩和や交通抑制等による交通マネジメント施策の検討・調整等を行う。</u></p>	<p>◆第2次交通政策基本計画(令和3～7年度)(令和3年5月28日閣議決定)において、災害時の道路交通マネジメントについて、全国各地で地域防災計画に位置付けするよう明記されているため。</p>
<p><P249 第3編第10章第5節 港湾・漁港施設災害応急計画> 1～2 一略一 3 被害情報の収集・伝達 県(港湾事務所、庄内総合支庁産業経済部水産振興課)及び民間業務協定業者は、緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、港湾及び漁港を巡回し、調査点検対象施設の被害箇所の位置、延長、被害程度及び被害状況等の概略を把握し、関係機関へ伝達する。 4 一略一 5 航路啓開等 (1) 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県等に報告するとともに、酒田海上保安部や酒田港湾事務所等の関係機関の協力を得て、県民生活と大きく関わる物流やエネルギー供給の拠点等施設を優先して障害物除去による航路啓開等に努めるものとする。 (2) 酒田海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。 6～7 一略一 8 海上交通の整理等 (1) 酒田海上保安部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。 (2) 酒田海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。 (3) 酒田海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p>	<p>1～2 一略一 3 被害情報の収集・伝達 県(港湾事務所、庄内総合支庁産業経済部水産振興課)及び民間業務協定業者は、緊急点検・応急復旧マニュアルに基づき、港湾及び漁港を巡回し、調査点検対象施設の被害箇所の位置、延長、被害程度及び被害状況等の概略を把握し、関係機関へ伝達する<u>とともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行う。</u> 4 一略一 5 航路啓開等 <u>(1)</u> 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県等に報告するとともに、<u>第二管区海上保安本部(酒田海上保安部)</u>や酒田港湾事務所等の関係機関の協力を得て、県民生活と大きく関わる物流やエネルギー供給の拠点等施設を優先して障害物除去による航路啓開等に努めるものとする。 <u>(2) 酒田海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。</u> 6～7 一略一 <u>8 海上交通の整理等</u> <u>(1) 酒田海上保安部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。</u> <u>(2) 酒田海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。</u> <u>(3) 酒田海上保安部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</u></p>	<p>◆防災基本計画の修正 ◆表記の適正化 ◆第6章海上災害応急計画に記載されているため ◆第6章海上災害応急計画に記載されているため</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P260 第3編第11章第4節 電力供給施設災害応急計画> 1～5 ー略ー 6 復旧対策 (1)～(2) ー略ー <東北電力株式会社及び東北ネットワーク株式会社と関係機関の情報連絡経路></p>	<p>1～5 ー略ー 6 復旧対策 (1)～(2) ー略ー <東北電力株式会社及び東北ネットワーク株式会社と関係機関の情報連絡経路></p>	<p>◆表記の適正化</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P276 第3編第13章第10節 危険物等施設災害応急計画></p> <p>1～4 ー略ー</p> <p>5 危険物等流出応急対策</p> <p>(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに沿岸市町、消防機関、県警察、酒田海上保安部、河川管理者、海岸管理者及び港湾管理者等関係機関に通報又は連絡する。</p>	<p>1～4 ー略ー</p> <p>5 危険物等流出応急対策</p> <p>(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに沿岸市町、消防機関、県警察、<u>酒田海上保安部海上保安庁</u>、河川管理者、海岸管理者及び港湾管理者等関係機関に通報又は連絡する。</p>	<p>◆表記の適正化</p>
<p><P283 第3編第13章第2節 給水・上水道施設応急対策計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 活動体制の確立</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 県</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 水道事業者の要請に応じ、近隣県さらには厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に応援を要請し、十分な応急体制の確立を図る。</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 活動体制の確立</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 県</p> <p>ア ー略ー</p> <p>イ 水道事業者の要請に応じ、近隣県さらには<u>厚生労働省国土交通省</u>を通じ、全国の水道事業者等に応援を要請し、十分な応急体制の確立を図る。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P291 第3編第13章第4節 保健衛生計画></p> <p>1-3 -略-</p> <p>4 活動体制の確立</p> <p>(1) 県による総合調整</p> <p>県は、必要に応じ、被災地における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。</p> <p>(2)~(3) -略-</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5 -略-</p> <p>6 保健衛生対策の実施</p> <p>県及び沿岸市町は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p> <p>特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。</p> <p>7 被災動物対策</p> <p>(1) 避難動物の適正飼養等</p> <p>保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、沿岸市町や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。</p>	<p>1-3 -略-</p> <p>4 活動体制の確立</p> <p>(1) 県による総合調整</p> <p>県は、必要に応じ、被災地における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。</p> <p><u>また、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努める。</u></p> <p>(2)~(3) -略-</p> <p><u>(4) 災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣</u></p> <p><u>県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</u></p> <p><u>(5) 関係者間の連携</u></p> <p><u>県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修。会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。</u></p> <p>5 -略-</p> <p>6 保健衛生対策の実施</p> <p>県及び沿岸市町は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態や多様なニーズを十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p> <p>特に、高齢者、障がい者、<u>子ども</u>等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。</p> <p>7 被災動物対策</p> <p>(1) 避難動物の適正飼養等</p> <p>保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、沿岸市町や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所等及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P296 第3編第14章第5節 廃棄物処理計画></p> <p>1～2 一略一</p> <p>3 災害廃棄物処理</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画</p> <p>沿岸市町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」(以下「指針」という。)に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>また、県は、被災した市町等が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、指針に基づき、沿岸市町の災害廃棄物処理計画の策定を支援するなど、沿岸市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、災害時における廃棄物の処理に係る対応、民間事業者等との連携・協力のあり方、沿岸市町からの協議に基づく災害廃棄物の処理事務の受託等について「山形県災害廃棄物処理計画」に示す。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 沿岸市町の措置</p> <p>沿岸市町は、次により災害廃棄物処理を実施する。</p> <p>ア 発生した災害廃棄物(特に沿岸市町においては津波堆積物)の種類、性状(腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p>	<p>1～2 一略一</p> <p>3 災害廃棄物処理</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画</p> <p>沿岸市町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」(以下「指針」という。)に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>また、県は、被災した市町等が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、指針に基づき、沿岸市町の災害廃棄物処理計画の策定を支援するなど、沿岸市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、災害時における廃棄物の処理に係る対応、民間事業者等との連携・協力のあり方、沿岸市町からの協議に基づく災害廃棄物の処理事務の受託等について「山形県災害廃棄物処理計画」に示す。</p> <p><u>県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 沿岸市町の措置</p> <p>沿岸市町は、次により災害廃棄物処理を実施する。</p> <p>ア 発生した災害廃棄物(特に沿岸市町においては津波堆積物)の種類、性状(腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物の処理計画等に基づき、<u>仮置場、最終処分地仮置場・最終処分場</u>を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、NPO・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P300 第3編第14章 文教施設における災害応急計画></p> <p>1 一略一</p> <p>2 文教施設における災害応急計画フロー</p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>(新設)</u></p> <p>4 学校以外の文教施設の応急対策</p> <p>5 文化財の応急対策</p>	<p>1 一略一</p> <p>2 文教施設における災害応急計画フロー</p> <p>*地震・津波発生</p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>学校支援チームの派遣</u> <u>県は、被災地等からの派遣要請を受けた場合、児童生徒の学びの継続のため、状況に応じて教職員等で構成する学校支援チームを派遣する。</u></p> <p>4 5 学校以外の文教施設の応急対策</p> <p>5 6 文化財の応急対策</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P311 第3編第16章 応急住宅対策計画> 1～2 ー略ー 3 住宅被災状況等の把握 (1) 被災住宅の調査 ア～エ ー略ー オ 被災宅地危険度判定 敷地の被害の状況により、市町村は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。</p> <p>(2)～(3) ー略ー (4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会 県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会、一般社団法人日本ムービングハウス協会、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、応急仮設住宅の供給（建設）能力戸数等について照会する。</p> <p>4 応急仮設住宅の提供 (1) 応急仮設住宅 ① ー略ー ② 応急仮設住宅の建設 ア～ウ ー略ー エ 応急仮設住宅の建設方法 (ア) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。</p> <p>オ ー略ー カ 応急仮設住宅の管理 県は、沿岸市町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて当該市町に管理を委任することができる。</p> <p>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。</p>	<p><P311 第3編第16章 応急住宅対策計画> 1～2 ー略ー 3 住宅被災状況等の把握 (1) 被災住宅の調査 ア～エ ー略ー オ 被災宅地危険度判定 敷地の被害の状況により、<u>市町村沿岸市町</u>は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。</p> <p>(2)～(3) ー略ー (4) 応急仮設住宅の供給能力等についての照会 県は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会、一般社団法人日本ムービングハウス協会、<u>一般社団法人日本モバイル建築協会</u>、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、応急仮設住宅の供給（建設）能力戸数等について照会する。</p> <p>4 応急仮設住宅の提供 (1) 応急仮設住宅 ① ー略ー ② 応急仮設住宅の建設 ア～ウ ー略ー エ 応急仮設住宅の建設方法 (ア) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会<u>及び</u>、一般社団法人日本ムービングハウス協会 <u>及び一般社団法人日本モバイル建築協会</u>等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。</p> <p>オ ー略ー カ 応急仮設住宅の管理 県は、沿岸市町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて当該市町に管理を委任することができる。</p> <p>この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、<u>女性を始めや子ども・若者を始めとする</u>生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。</p>	<p>◆表現の適正化</p> <p>◆協定締結団体の追加</p> <p>◆協定締結団体の追加</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>5 被災住宅の応急修理</p> <p>県は、被災した住宅の応急修理について、「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に対して行う。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図る。</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 修理の対象者</p> <p>ア 対象者の範囲</p> <p>被災住宅の応急修理の対象となる者は、災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、次に該当する者とする。</p>	<p>5 被災住宅の応急修理</p> <p>県は、被災した住宅の応急修理について、「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」に対して行う。<u>なお、応急修理にはブルーシートの展開等を含む。</u>また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図る。</p> <p>(1)～(2) ー略ー</p> <p>(3) 修理の対象者</p> <p>ア 対象者の範囲</p> <p>被災住宅の応急修理の対象となる者は、災害のために住家が<u>大規模半壊、中規模半壊</u>、半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、次に該当する者とする。</p>	<p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆災害救助法に合わせて修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p><P325 第4編第1章 民生安定化計画></p> <p>1～2 ー略ー</p> <p>3 被災者のための相談</p> <p>(1) 相談所の開設、運営</p> <p>県及び沿岸市町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。</p> <p>ア 県の設置する相談所</p> <p>県庁、被災地及び応急仮設住宅等の所在する県総合支庁</p> <p>イ 沿岸市町の設置する相談所</p> <p>市役所、町村役場、出張所、コミュニティ・センター及び避難所 等</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>(3) 罹災証明書の発行</p> <p>沿岸市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</p> <p>(4) 被災者台帳の整備</p> <p>沿岸市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>(5) 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>沿岸市町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知るこ</p>	<p>1～2 ー略ー</p> <p>3 被災者のための相談</p> <p>(1) 相談所の開設、運営</p> <p>県及び沿岸市町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。</p> <p>ア 県の設置する相談所</p> <p>県庁、被災地及び応急仮設住宅等の所在する県総合支庁</p> <p>イ 沿岸市町の設置する相談所</p> <p>市役所、町村役場、出張所、コミュニティ・センター及び避難所 等</p> <p><u>東北管区行政評価局山形行政監視行政相談センターは、県、市町村及び防災関係機関等と連携して、被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口や特別行政相談所の開設を行う特別行政相談活動を実施する。</u></p> <p>(2) ー略ー</p> <p>(3) 罹災証明書の発行</p> <p>沿岸市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士、土地家屋調査士会等の士業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</p> <p>(4) 被災者台帳の整備</p> <p>沿岸市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、<u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。</u></p> <p>(5) 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>沿岸市町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知るこ</p>	<p>◆指定地方行政機関に新たに追加されたため</p> <p>◆防災基本計画の修正</p> <p>◆防災基本計画の修正</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)	修 正 案	修正理由等
<p>とができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、災害ケースマネジメントが実効性をもって円滑に行われるよう、沿岸市町の実施体制の整備に向けた支援に努めるものとする。</p>	<p>とができる環境の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、災害ケースマネジメントが実効性をもって円滑に行われるよう、沿岸市町の実施体制の整備に向けた支援に努めるものとする。</p> <p><u>東北管区行政評価局山形行政監視行政相談センターは、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行う。</u></p>	<p>◆指定地方行政機関に新たに追加されたため</p>

現 行 計 画 (R6.3月修正)				修 正 案				修正理由等
<P348 第4編第3章 公共施設等災害復旧計画> 1～2 一略一 3 被害状況の調査及び県への報告 [災害復旧事業一覧]				1～2 一略一 3 被害状況の調査及び県への報告 [災害復旧事業一覧]				
災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	県土整備部河川課	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	県土整備部河川課	◆国の水道行政の担当が厚生労働省から国土交通省に移管されたため
	海岸	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課		海岸	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課	
	砂防設備	農林水産省 国土交通省	農林水産部水産振興課 県土整備部砂防・災害対策課		砂防設備	農林水産省 国土交通省	農林水産部水産振興課 県土整備部砂防・災害対策課	
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部森林ノミクス推進課		林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部森林ノミクス推進課	
	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス推進課		地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス推進課	
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課		急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課	
	道路	国土交通省	県土整備部道路保全課 県土整備部砂防・災害対策課		道路	国土交通省	県土整備部道路保全課 県土整備部砂防・災害対策課	
	港湾	国土交通省	県土整備部空港港湾課		港湾	国土交通省	県土整備部空港港湾課	
	漁港	農林水産省	農林水産部水産振興課		漁港	農林水産省	農林水産部水産振興課	
	<u>(新設)</u> 下水道	国土交通省	県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課		<u>水道</u> 下水道	国土交通省	<u>国土交通省</u> 防災くらし安心部食品安全衛生課 県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課	
公園	国土交通省	県土整備部都市計画課	公園	国土交通省	県土整備部都市計画課			
(2) 一略一				(2) 一略一				
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法)	公立学校施設	文部科学省	教育局教育政策課	(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法)	公立学校施設	文部科学省	教育局教育政策課	◆組織改編
	公立社会教育施設 私立学校施設	文部科学省	教育局生涯教育・学習振興課 総務部高等教育政策・学事文書課 しあわせ子育て支援部子ども育成支援課		公立社会教育施設 私立学校施設	文部科学省	教育局生涯教育・学習振興課 総務部高等教育政策・学事文書課 しあわせ子育て支援部 <u>子ども育成支援課</u> <u>こども安心保育支援課</u>	

現 行 計 画 (R6.3月修正)				修 正 案				修正理由等
(予算措置)	文化財	文部科学省	観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課	(予算措置)	文化財	文部科学省	観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課	
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)	社会福祉施設等	厚生労働省 <u>(新設)</u>	しあわせ子育て支援部子ども育成支援課 しあわせ子育て支援部子ども家庭福祉課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課	(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)	社会福祉施設等	厚生労働省 <u>こども家庭庁</u>	しあわせ子育て支援部子ども育成支援課 <u>こども安心保育支援課</u> <u>しあわせ子育て支援部子ども家庭福祉課</u> <u>こども家庭福祉課</u> 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課	◆組織改編
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	
(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱)	水道施設	厚生労働省	防災くらし安心部食品安全衛生課	(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱)	<u>水道施設</u>	<u>厚生労働省</u>	<u>防災くらし安心部食品安全衛生課</u>	◆国の水道行政の担当が厚生労働省から国土交通省に移管されたため
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	
(5)～(8) —略—				(5)～(8) —略—				